

令和7年度  
自己点検評価書

令和7(2025)年5月

日本文理大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的	6
基準 2. 内部質保証	11
基準 3. 学生	16
基準 4. 教育課程	27
基準 5. 教員・職員	39
基準 6. 経営・管理と財務	46
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	55
基準 A. 知の拠点としての地域共創	55
基準 B. 高大接続と学びの連続性	58
基準 C. ウェルビーイングを支える人間力教育	61
V. 特記事項	64

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念

日本文理大学の建学の精神は「産学一致」であり、その実学重視の姿勢に端を発する。昭和 22（1947）年に創設された「佐伯徒弟養成所」、昭和 30（1955）年設立の「佐伯産業高等学校（現・日本文理大学附属高等学校）」を源流とし、昭和 42（1967）年には「大分工業大学」として高等教育機関の歩みを開始した。創設以来、「理論」と「実践」を融合した学問を通して、産業界で活躍し、社会の発展に資する有為な人材の育成を使命としてきた。

昭和 57（1982）年には「商経学部（現・経営経済学部）」を設置し、工学分野に加えて経営・経済学分野にも教育領域を拡充して、大学名を「日本文理大学」と改称し、地域社会に貢献する人材養成の体制をさらに強化した。そして令和 5（2023）年には、医療技術の高度化・複雑化に対応できる柔軟な応用能力と幅広い視野を備えた人材の育成を目的として、「保健医療学部」を新設した。これにより、工学、経営・経済学、保健医療学の三分野が連携することで、それぞれの学問の枠を超えた「総合知」の創出と活用を目指す体制が整った。

本学は、急速に変化する現代社会において、単一分野の知識だけでは対応しきれない複雑な課題に挑むためには、異なる分野の専門家が知見を共有し、協働して解決にあたる姿勢が求められると考える。そのため、本学の教育理念は、「産学一致」「人間力の育成」「社会・地域貢献」という三つの柱を基本理念として定めている。

教育理念としての「産学一致」とは、産業界と連携する教育によって実社会で即戦力となる人材育成を実現することである。「人間力の育成」とは、専門的知識や技術のみならず、思いやりや協働性、自己管理能力、チャレンジ精神といった社会的能力を含む総合的な人間力の涵養を重視するものである。そして、「社会・地域貢献」とは、大学の教育研究活動と人材育成が、地域社会や産業界の課題解決に関与し、その発展に寄与する責務を表すものである。

こうした理念に基づき、日本文理大学は、「人間力と専門能力・職業能力を兼ね備え、地域経済社会発展のリーダーとなる産業人」を育成するとともに、分野を越えて知を統合し、新たな価値を創出する「総合知」の拠点として、教育・研究・地域連携の三位一体による学びの場を今後も形成していく。

### 2. 使命・目的

日本文理大学は、「日本文理大学学則」第 1 条にあるように、「産学一致」の建学の精神を礎とし、大学の基本理念である「産学一致」「人間力の育成」「社会・地域貢献」に基づき、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究することにより、知的・道徳的・応用的能力を展開し、人格の向上と完成に努め、そして産業界、地域社会、更に国際社会において、有為な人材を育成することをその使命としている。

この使命を果たすためには、単なる学問の習得にとどまらず、他者と協働しながら課題を発見し、その解決に主体的に取り組む実践力を備えた人材の育成が重要である。

そのため、「産学一致」として、地域や産業界との具体的な連携を通じて理論と実践の融合を図り、実践的能力の高い人材を輩出することを目的とする。また「人間力の育成」

として、思いやり、自律性、忍耐力、リーダーシップ、課題解決力など、社会で活躍するために必要な総合的能力を体系的に培うことを目指す。さらに「社会・地域貢献」として、地域課題への深い理解と当事者意識を持ち、地域と協働して課題解決に取り組む人材を育成することを目的とする。

現代社会においては、課題が複雑化・多様化し、単一の専門性だけでは対応が難しい局面が増えている。こうした状況を踏まえ、本学は、分野横断的な知の連携と融合によって新たな価値を生み出す「総合知」の創出と活用に注力している。令和5(2023)年の「保健医療学部」の開設は、工学、経営・経済学、保健医療学といった異なる学問領域の知見を結集し、幅広い視野と柔軟な応用力を備えた人材の育成を目指す取り組みの一環である。

今後も本学は、「産学一致」「人間力の育成」「社会・地域貢献」の理念のもと、教育・研究・地域連携を通じて、学生一人ひとりの資質と可能性を最大限に引き出し、変化の激しい社会においても自立して行動し、持続可能な社会の形成に貢献できる人材を育て続けていく。

### 3. 大学の個性・特徴

日本文理大学は、開学以来一貫して「産学一致」の実学精神を重んじ、社会の第一線で即戦力となる人材の育成に努めてきた。現在は、「工学部」、「経営経済学部」、「保健医療学部」の三学部体制のもと、専門知識の修得と実践的能力の育成を両立させる教育を展開しており、分野を超えた連携による「総合知」の創出を通じて、変化の著しい現代社会に柔軟に対応できる人材の育成に力を注いでいる。

本学の特色の一つは、「人間力の育成」を全学的な教育の柱に据えている点にある。専門知識や技能の修得にとどまらず、自己肯定感、対人関係力、チャレンジ精神、協働性など、社会において真に求められる総合的な力を体系的に育成することを目的として、「人間力育成センター」を中心とする支援体制を整備している。特に初年次教育では、学生が自らの強みや将来の目標を明確化し、主体的な学びへの意欲を高める導入教育を実施しているほか、学年進行に応じたキャリア形成支援、課外活動やボランティア活動の推進など、正課と正課外を有機的に連携させた教育を展開している。

また、「社会・地域貢献」の取り組みにも独自性があり、「大分全域をキャンパスに」という理念のもと、地域を学びのフィールドとする実践型教育を推進している。たとえば、地域課題の解決を目指すPBL型授業や、学生の自主性を尊重した「NBUチャレンジプログラム」、地域資源や文化への理解を深める「大分学・大分楽」などを通じて、学生と地域が互いに学び合い、成長し合う関係性を重視している。

さらに、令和5(2023)年に設置された「保健医療学部」においては、従来の医療専門職の養成にとどまらず、幅広い教養と倫理観を備え、複数分野の知見を融合できる人材の育成を目指している。工学や経営経済学の知見との連携を図り、これからの医療教育を推進することで、複雑化・高度化する社会課題に対応する「総合知」の形成に取り組んでいる点も、本学の大きな特色の一つである。

こうした背景のもと、本学は、「桐蔭学園 桐蔭横浜大学(神奈川県)」、「東京家政学院 東京家政学院大学(東京都)」、「京都文教学園 京都文教大学(京都府)」と連携し、令和6年度「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」事業における採択を受けた。

本事業は、立地や物理的条件を越えて大学間で教育の質的転換を共有し、学生に越境的な学びの機会を拡大することを目的としており、地域社会を支える“ボリュームゾーン人材”、すなわち分厚い中間層を形成する実務的・応用的能力に優れた人材の育成を目指している。本学もまた、この広域連携体制のもとで、大学教育の質的・量的転換に挑戦している。

このように日本文理大学は、「専門力」「人間力」「地域貢献力」という三つの力を一体的に育成することを通じて、社会の多様な場面で活躍できる人材の育成を図っており、それが本学ならではの個性と強みを形づくっている。

## II. 沿革

本学の創立については、Iにおいてすでに述べたが、その後の学部・学科構成の改変を含め、以下の表II-1に示す。

表II-1 本学の沿革

昭和 42(1967)年 1 月	学校法人佐伯学園に大分工業大学工学部（機械工学科、電気工学科、土木工学科、建築学科）設置認可
昭和 42(1967)年 4 月	大分工業大学開学
昭和 43(1968)年 4 月	経営工学科・工業化学科を増設
昭和 46(1971)年 4 月	図書館（鉄筋コンクリート 4 階建）開館
昭和 46(1971)年 6 月	環境科学研究所設置
昭和 49(1974)年 4 月	航空工学科を増設
昭和 50(1975)年 4 月	船舶工学科を増設
昭和 55(1980)年 3 月	台湾・東方工業専科学校（現・東方技術学院）と提携協定
昭和 57(1982)年 4 月	商経学部を設置し、大分工業大学を日本文理大学と改称、法人名も学校法人日本文理大学と改称
昭和 62(1987)年 1 月	海洋工学実験場を設置
昭和 62(1987)年 4 月	太平洋地域研究所設置
昭和 63(1988)年 2 月	菅記念講堂完成
平成 3(1991)年 4 月	法人名を学校法人文理学園と改称
平成 3(1991)年 10 月	NBU 情報センター完成
平成 4(1992)年 4 月	別科日本語課程設置 NBU メディアセンター設置
平成 4(1992)年 12 月	ファクトリー・オートメーション実験工場「エンジニアリングリサーチセンター」(ERC)完成
平成 5(1993)年 5 月	アメリカ・ラグランジェ大学と提携協定
平成 5(1993)年 5 月	キャラハン邸移築
平成 8(1996)年 11 月	韓国・安養専門大学（現・安養科学大学）と提携協定
平成 8(1996)年 12 月	韓国・漢永工業専門大学（現・漢永大学）と提携協定
平成 9(1997)年 2 月	韓国・慶州大学校、慶州専門大学（現・徐羅伐大学）と提携協定 韓国・蓮庵工業専門大学と提携協定
平成 11(1999)年 5 月	中国・北方工業大学と提携協定

日本文理大学

平成 13(2001)年 9 月	韓国・群長大学と提携協定
平成 14(2002)年 2 月	4 号館 $\mu$ - square 完成
平成 14(2002)年 4 月	工学部を改組（機械工学科、電気工学科、土木工学科、建築学科、工業化学科、航空工学科をそれぞれ知能機械システム工学科、電気・電子工学科、建設都市工学科、建築デザイン学科、環境マテリアル学科、航空宇宙工学科と名称変更、また情報メディア学科を設置）
平成 14(2002)年 5 月	韓国・京畿工業大学と提携協定
平成 14(2002)年 10 月	中国・上海金融高等専科学校（現・上海金融学院）と提携協定
平成 15(2003)年 4 月	商経学部を経営経済学部経営経済学科に改組 大学院工学研究科航空電子機械工学専攻修士課程設置 進路開発センター及び基礎学力支援センター設置
平成 15(2003)年 5 月	菅幸雄理事長「勲三等旭日中授章」受賞
平成 15(2003)年 10 月	大分県大野郡大野町（現豊後大野市）に航空宇宙工学科県央空港エクステンションキャンパス竣工
平成 16(2004)年 4 月	大学院工学研究科環境情報学専攻修士課程設置
平成 16(2004)年 10 月	中国・中南民族大学と提携協定
平成 17(2005)年 3 月	韓国・蔚山大学校と提携協定
平成 17(2005)年 4 月	産学官民連携推進センター設置
平成 17(2005)年 8 月	中国・寧波工程大学と提携協定
平成 18(2006)年 3 月	NBU マイクロ流体技術研究所完成
平成 18(2006)年 10 月	韓国・蔚山科学大学と提携協定
平成 19(2007)年 3 月	中国・青島濱海学院と提携協定
平成 19(2007)年 4 月	建築デザイン学科と建設都市工学科を改組し、建築学科を設置
平成 19(2007)年 8 月	大分市と包括連携協定を締結
平成 19(2007)年 8 月	人間力育成センター設置
平成 20(2008)年 3 月	佐伯市と包括連携協定を締結
平成 20(2008)年 4 月	知能機械システム工学科と電気・電子工学科を改組し、機械電気工学科を設置
平成 20(2008)年 11 月	韓国・斗源工科大学と提携協定
平成 21(2009)年 3 月	財団法人日本高等教育評価機構より認定
平成 21(2009)年 9 月	韓国・仁徳大学と提携協定
平成 24(2012)年 4 月	日本財団学生ボランティアセンターと学生ボランティア活動およびインターンシップ推進に関する協定を締結
平成 24(2012)年 4 月	中国・山東外事翻訳職業学院と提携協定
平成 25(2013)年 3 月	一般財団法人セブン・イレブン記念財団と学生ボランティア活動およびインターンシップ推進に関する協定を締結
平成 26(2014)年 1 月	日本文理大学校友会設立
平成 26(2014)年 2 月	豊後大野市と包括連携協定を締結
平成 26(2014)年 4 月	学長室設置
平成 26(2014)年 6 月	公益財団法人日本高等教育評価機構より認定（継続）

平成 26(2014)年 7 月	文部科学省「地(知)の拠点整備事業〔COC〕」に採択
平成 26(2014)年 8 月	一般財団法人熊本市国際交流振興事業団と高校生・大学生等の人間力育成を支援する事業に関する協力・連携協定を締結
平成 27(2015)年 1 月	株式会社豊和銀行と連携協力協定を締結
平成 27(2015)年 3 月	全国「道の駅」連絡会と「道の駅」就労体験型実習の実施に関する基本協定を締結
平成 27(2015)年 3 月	大分県信用組合と連携協力協定を締結
平成 28(2016)年 3 月	一般社団法人ぶんご大野里の旅公社と連携協力協定を締結
平成 28(2016)年 5 月	株式会社大分銀行と連携に関する協定を締結
平成 28(2016)年 6 月	株式会社三井住友銀行と包括連携協定を締結
平成 28(2016)年 6 月	木佐上連合区と連携に関する協定を締結
平成 28(2016)年 11 月	大分信用金庫と日本文理大学、日本文理大学附属高等学校との地方創生の実現に向けた連携に関する 3 者協定を締結
平成 29(2017)年 5 月	創立 50 周年記念式典開催
平成 29(2017)年 5 月	岐阜県各務原市とものづくり人材育成連携協定を締結
平成 29(2017)年 6 月	教育推進センター設置
平成 31(2019)年 3 月	一般社団法人大分県建築士事務所協会とインターンシップに関する協定を締結
令和元(2019)年 9 月	高等教育の修学支援制度の対象機関として認定
令和元(2019)年 10 月	外国人留学生在籍管理「適正校」として認定
令和 2(2020)年 3 月	人間力育成センター、大分県森林組合連合会及び大分県農林水産部林務管理課の三者による産学官連携協定を締結
令和 3(2021)年 3 月	独立行政法人国立青少年教育振興機構国立阿蘇青少年交流の家と連携協力に関する協定を締結
令和 3(2021)年 3 月	公益財団法人日本高等教育評価機構より認定 (継続)
令和 4(2022)年 8 月	文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度 (リテラシーレベル)」に認定
令和 4(2022)年 11 月	平居孝之名誉教授「瑞宝中綬章」受章
令和 5(2023)年 4 月	保健医療学部 保健医療学科設置
令和 5(2023)年 4 月	中津市と包括連携協定を締結
令和 5(2023)年 5 月	LCM センター完成
令和 5(2023)年 9 月	大分県信用組合と「健康寿命延伸」に関する覚書を締結
令和 6(2024)年 4 月	DX 推進室設置
令和 7(2025)年 1 月	文部科学省 令和 6 年度「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」に選定 (ボリュームゾーン人材を本気で育成するパートナーシップの構築)

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的

##### 1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

###### ①学内外への周知

###### ②中期的な計画への反映

###### ③三つのポリシーへの反映

###### ④教育研究組織の構成との整合性

###### ⑤変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 学内外への周知

**◆使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。**

本学の使命・目的及び教育研究上の目的は、学則及び大学院学則の第 1 条に明記するとともに、学内各所に掲示している。教職員へは着任時に建学の精神や教育理念について説明の機会を設けている。学生へは、入学時のオリエンテーションにおけるセミナーや、教育理念を象徴する全学必修科目（「産学一致の勧め」「人間力概論」等）を通じてその理解を促している。また、学則等も合わせて学生便覧に掲載し、学生が日常的に参照できるようにしている。学外関係者に対しても、大学案内や大学ホームページにおいて、建学の精神、教育理念、三つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を含む情報を広く公開している。

このように、学生、教職員、学外関係者へは入学時や着任時の説明、必修科目、学生便覧、大学案内、ホームページ等、複数の方法を用いて周知徹底を図っている。したがって、使命・目的等を学内外へ周知する取り組みに関する基準は全体として満たされていると判断する。

##### 1-1-② 中期的な計画への反映

**◆使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか。**

本学は、建学の精神を継承した「日本文理大学中期将来計画 チャレンジ 40」（平成 19（2007）年）を起点とし、一貫して「人間力教育」の推進を中期的な計画の柱としてきた。「第 1 次中長期改善施策」（平成 21（2009）年～）では教育と研究の充実に取り組み、「第 2 期」（平成 26（2014）年～）では「地域ニーズに応える人材育成」を掲げ、文部科学省「地(知)の拠点整備事業〔COC〕」（以下、COC 事業）に選定されるなど、その取り組みは外部からも A 評価を得ている。「第 3 期」（令和元（2019）年～）では「産学一致」の精神に立ち返り、学部・学科の特色づくりを最優先としてきた。現在は、令和 6（2024）年度からの「第 4 期中長期改善施策」に基づき、これまでの人間力教育を基盤としながら、

Society5.0等の社会変革に対応する取り組みを推進している。

以上の通り、建学当初からの使命・目的は第1期から現在に至るまでの中期的な計画に一貫して反映され、具体的な教育改革（COC事業等）として実行・継続されている。したがって、本項目は満たされていると判断する。

### 1-1-③ 三つのポリシーへの反映

#### ◆使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか。

三つのポリシーは、いずれも建学の精神及び大学の教育理念を基に、社会状況や「人間力教育」の進展に応じて随時見直しを行ってきた。平成25（2013）年にディプロマ・ポリシーを4つの観点から整理し、平成29（2017）年にはアドミッション・ポリシーを学力の3要素に沿って整理し直すなど、継続的に内容を精査している。これらポリシーは大学ホームページで公表するほか、アドミッション・ポリシーは入学試験要項に、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは学生便覧に掲載し、いずれも建学の精神や教育理念に基づいていることを明記し、公表している。

このように、三つのポリシーは策定当初から一貫して建学の精神と教育理念を基にしており、その旨を明記して学内外に公表する体制も整備されている。また、継続的な見直しと改善のプロセスにも着手していることから、本項目は満たされていると判断する。

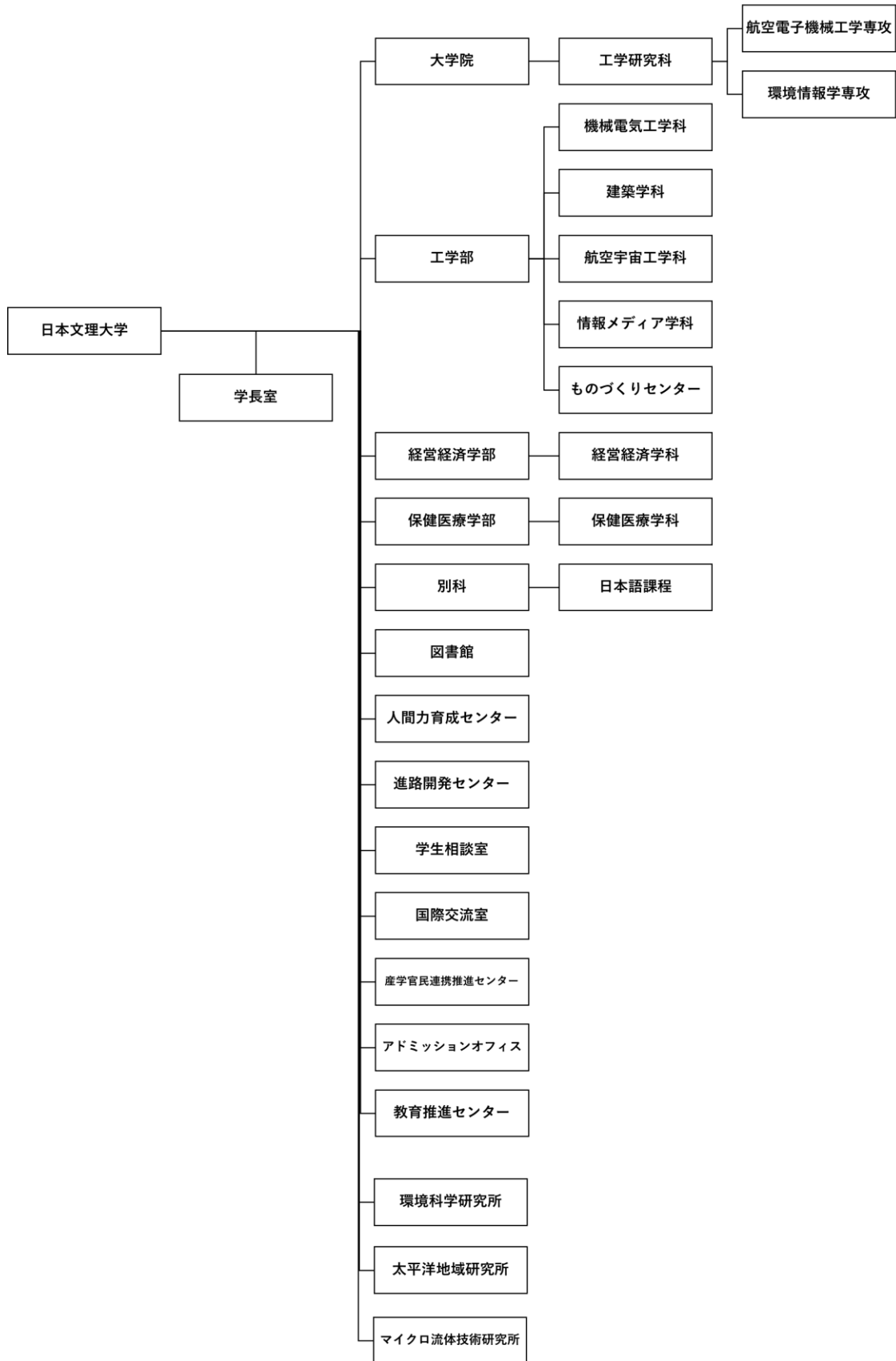
### 1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

#### ◆使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を整備しているか。

本学は「産学一致」の建学の精神および「産学一致」「人間力の育成」「社会・地域貢献」という3つの基本理念に基づき、地域経済社会発展のリーダーとなる産業人を育成するため、社会の時代的变化に対応して教育研究組織を整備してきた。「工学部」は、工業都市化する地域社会の発展に寄与する人材育成を目的として昭和42（1967）年に発足し、社会ニーズの変化（工業化社会から高度技術社会への移行、多様な学生への教育改革、少子化等）に対応するため、平成14（2002）年、19（2007）年、20（2008）年に改組を行い、現在「機械電気工学科」「建築学科」「航空宇宙工学科」「情報メディア学科」の4学科構成となっている。「経営経済学部」は、昭和57（1982）年に地域の需要に応え「商経学部」として発足後、同様の理由から平成15（2003）年に改組し、現在は「地域マネジメント」「ビジネスソリューション」など多様な分野に対応する1学科5コース制を採る。さらに令和5（2023）年には、医療の専門知識と複眼的視点を備えた「医療産業人」を育成するため、1学科3コース（診療放射線学、臨床検査学、臨床医工学）からなる「保健医療学部」を新設した。大学院では、高度専門技術者を育成するため、平成15（2003）年に工学研究科修士課程を設置し、現在2専攻体制を敷く。このほか、平成4（1992）年には留学生の日本語教育を目的とした「別科日本語課程」を設置している。また、ものづくり教育の実践拠点として令和4（2022）年に「ものづくりセンター」を設置するなど、「人間力育成センター」や「産学官民連携推進センター」等の附属機関も、使命・目的の達成を支えるために随時整備・見直しを行っている。

# 日本文理大学

## 日本文理大学の教育研究組織



研究所及び研究推進機関

研究所及び研究推進機関名	目的
環境科学研究所	建学の精神である産学一致を基にして持続可能な社会の実現を目指すための技術開発及び基礎的な研究を行ない、我が国の学術の発展に寄与することを目的とする。
太平洋地域研究所	太平洋地域の産業経済・科学技術等の研究と調査を行ない、わが国の学術の発展に寄与することを目的とする。
マイクロ流体技術研究所	マイクロ流体技術に関連した研究と開発を行い、本学ならびにわが国の学術高度化に寄与することを目的とする。
産学官民連携推進センター	本学の建学の精神である産学一致を基にして産学官民の共同を推進し、地域社会、地元産業界との連携を強化し、その発展に積極的に寄与することを目的とする。

以上の通り、「工学部」、「経営経済学部」、「保健医療学部」の各学部・学科や大学院、附属機関等は、建学の精神「産学一致」及び「産学一致」「人間力の育成」「社会・地域貢献」という教育理念を実現するために設置・改組されており、社会のニーズにも対応している。したがって、本項目は満たされていると判断する。

**1-1-⑤ 変化への対応**

**◆社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。**

本学は、大学創設 40 周年を機に教育理念の見直しを行い、「産学一致」の建学の精神を受け継ぎつつ、「人間力の育成」「社会・地域貢献」を基本理念として教育改革を推進してきた。地方における急速な少子化やグローバル化の進展、技術革新といった社会情勢の激変に対し、必要に応じて迅速かつ全学的に使命・目的の達成に向けた見直しを行っている。従来も学長の諮問による改革プロジェクトを設置していたが、平成 26 (2014) 年度より学長直轄の「学長室」を設け、より全学的・長期的視点に立った継続的な大学改革を実践する体制を構築した。具体的には、「第 2 期中長期改善施策」(平成 26 (2014) ~ 30 (2018) 年度)において「すべては学生が『輝く』ために」を理念に COC 事業を推進し、「第 3 期中長期改善施策」(令和元 (2019) ~ 5 (2023) 年度)では「選ばれる大学づくり」を掲げ、「産学一致」に基づく連携を柱とした教育研究の再構築に取り組んだ。さらに「第 4 期中長期改善施策」(令和 6 (2024) 年度~)では、Society5.0 の実現に向けた DX、STEAM 教育の強化を打ち出すなど、中長期計画の策定・実行を通じて使命・目的の達成に向けた検証と見直しを継続している。

このように、学長室の設置による迅速な改革体制の構築や、社会情勢の変化に対応した中長期改善施策を機動的に策定・実行・検証する体制が機能していることから、本項目は満たされていると判断する。

**[基準1の自己評価]**

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・使命・目的が一貫して中期的な計画に反映され、COC 事業選定等の具体的な教育改革として結実し、外部評価でも高い評価を得ていること (1-1-②)。
- ・社会情勢の変化に対応し、学長室の設置による迅速な改革体制を構築し、中長期改善施策を機動的に策定・実行していること (1-1-⑤)。
- ・これらの使命・目的達成のために、工学、経営・経済学、保健医療学の3学部体制への改組・新設を行い、社会ニーズに即した教育研究組織を整備していること (1-1-④)。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・役員への使命・目的の周知機会の確保 (継続性) (1-1-①)。
- ・一部附属研究所の活動停止 (1-1-④)。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・役員会等の場を活用した継続的な周知機会の設定を検討する (1-1-①)。
- ・附属研究所の在り方を含め、教育研究組織の最適化に向けた検討を進める (1-1-④)。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

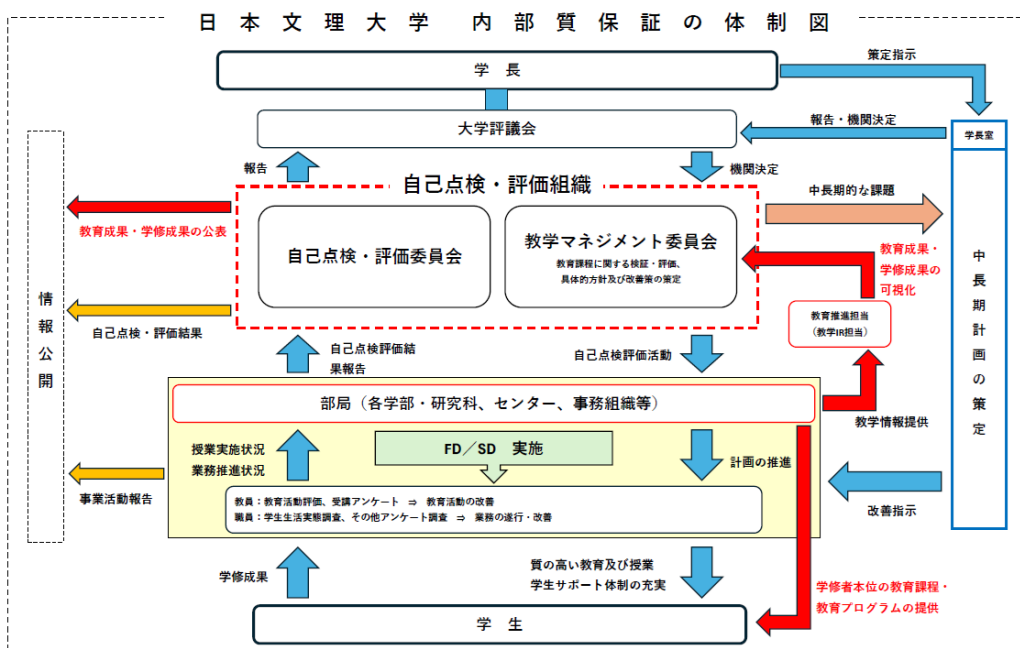
2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

- ◆内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。
- ◆内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。
- ◆内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

本学は、「日本文理大学自己点検・評価規程」に基づき、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」を設置し、その構成員を主要な教学及び事務の責任者とする事で、学長のリーダーシップのもと責任体制を明確にしている。委員会で挙げられた課題は、「中長期改善施策」に反映され、「大学評議会」等の議決を経て全学的な改善に繋げるプロセスを運用する。

令和 2（2020）年度の大学機関別認証評価において PDCA サイクルの部分的な機能不全との指摘を受け、体制強化を推進した。従来の「自己点検・評価委員会」に加え、令和 4（2022）年 9 月に「教学マネジメント委員会」を新設し、三つのポリシーを起点とする教育の質保証体制を強化した。さらに、各部署のチェック機能強化の観点から「日本文理大学 内部質保証体制図」を作成し、令和 5（2023）年 4 月の「大学評議会」で承認を得て運用を開始している。

以上の通り、学長を中心とした全学的な責任体制が整備され、「教学マネジメント委員会」や内部質保証体制図の導入によって組織体制を明確化することで、より実効性のある恒常的な組織として機能している。したがって、本項目は満たされていると判断する。



## 2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### ①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### ②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

◆内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

◆エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施しているか。

◆自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。

本学は、「日本文理大学自己点検・評価規程」に基づき、平成 12（2000）年より自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。平成 16（2004）年の学校教育法改正による義務化を受け、平成 20（2008）年、平成 26（2014）年、令和 2（2020）年に大学機関別認証評価を受審し、いずれも基準に適合しているとの認定を得ている。

平成 26（2014）年度から学内の自己点検・評価については、日本高等教育評価機構の基準に準拠し、エビデンスに基づき、定期的に自己点検・評価報告書を取りまとめ、内部質保証の実質化を図ってきた。令和 2（2020）年度の認証評価における指摘を契機に、令和 4（2022）年度に「教学マネジメント委員会」を新設し、「日本文理大学 内部質保証体制図」を策定・共有することで、全学的な PDCA サイクルを機能させる体制を強化した。これらの結果は大学ホームページで公表するとともに、学内会議等で共有している。

以上の通り、「自己点検・評価規程」に基づき、エビデンスを伴う自主的・自律的な自己点検・評価を定期的実施している。認証評価の指摘にも対応して体制を強化し、その結果は学内外に共有されていることから、本項目は満たされていると判断する。

#### 2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

◆現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備しているか。

本学では、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制として、令和 4（2022）年度に「教学マネジメント委員会」を設置した。同委員会は教育推進担当が中心となり各部署と連携・協力し、学修者本位の教育推進に向けた改善を担うものである。具体的には、「学修成果報告書」、「プレースメントテスト」、「PROG テスト」、「新入生アンケート」、「企業アンケート」、「ディプロマ・ポリシー達成度調査」といった教育課程の点検・評価・改善に必要な IR 情報を集約・分析し、教育課程の適切性を検証している。また、FD 委員会による「受講アンケート」を前期・後期に実施し、その分析結果に基づく各教員からの改善策を「回答書」として公開・共有することで、継続的な授業改善に繋げている。

さらに、通常業務における学生数調査に加え、「UPI (University Personality Inventory) 調査」（保健室）、「就職内定状況」（進路開発センター）、「学習・生活実態調査」（教育推進担当）など、学生生活全般に関わるデータを関係部署単位で体系的に収集・分析している。

「日本文理大学 内部質保証の体制図」に示されているように、これらの情報・分析結果は

「教学マネジメント委員会」、「自己点検・評価委員会」により全学的に分析され、その後、「大学評議会」において審議され、教育課程や大学運営の改善、学生指導の実践的な課題解決に活用されている。

以上の通り、IR 情報を含む多角的なデータ収集・分析体制が整備され、その結果が各種委員会を通じて組織的に共有・活用されている。現状把握から改善に至るまでの PDCA サイクルを実効的に機能させるための体制は整備されていることから、本項目は満たされていると判断する。

## 2-3. 内部質保証の機能性

### ①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

### ②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

### ③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」「基準項目 2-3 を満たしていない。」

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

◆アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。

◆学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか。

本学は、学修支援の充実を図るため、学生の意見・要望を的確に把握し、それを根拠とした改善を行う体制を整備している。

定期的な調査として、「学習・生活実態調査」や「受講アンケート」を実施している。

「学習・生活実態調査」では、学生の修学状況や生活実態を分析し、学生食堂のメニュー改善や Wi-Fi 環境の増強など、具体的な施策立案・環境改善に反映させている。「受講アンケート」の結果は、各教員による「回答書」の作成・公開を通じて授業改善に役立てられるとともに、全体分析の結果は「大学評議会」や FD 研修会で報告され、次年度の教育課程編成の参考資料として活用されている。

また、入学時の「スタートアップカフェ」や担当教員による面談、保護者との「個人面談会」に加え、「学生相談室」等の相談窓口を活用し、学生個々の課題やニーズをきめ細かく把握する仕組みを整備している。これらの情報は適宜教職員間で共有され、学業・進路・人間関係の悩みに対する早期支援や、大学運営への反映に生かされている。

さらに、学生調査等における学生の意見・要望等を学生代表と集約し、その内容を「自己点検・評価委員会」における審議対象とすることで、全学的に検討・対応を行う仕組みを確立している。これにより、学生の声を大学運営の改善に直接的に反映させる体制を整えている。

以上の通り、アンケートや個別面談、相談窓口に加え、学生代表からの意見を委員会で審議・対応する仕組みを通じて、学生の意見・要望を体系的にくみ上げるシステムは適切

に整備されている。また、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映する取り組みも組織的に行われていることから、本項目は満たされていると判断する。

### 2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

◆学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。

本学は、社会や産業界の大きな変化を踏まえ、三つのポリシーに基づく取組の適切性を確保する内部質保証の観点から、平成 28 (2016) 年度より客観的な視点を取り入れる取組を進めている。具体的には、「自己点検・評価委員会」に産業界等の学外委員を委嘱し、地域社会や産業界の視点に立った点検・評価を受けている。学外委員から得られた意見・要望、および検証の分析結果は、「自己点検・評価委員会」を通じて学内の関係部門に共有され、対応検討が依頼される。関係部門はこれに基づき改善を行い、その結果を委員会に報告するプロセスを構築しており、学外の意見を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす体制を整備している。

以上の通り、学外委員の意見・要望を聴取し、その分析結果を教育研究や大学運営の改善に生かすための組織的な体制は整備・運用されていることから、本項目は満たされていると判断する。

### 2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

◆三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。

◆自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。

◆自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。

本学は、学長のガバナンスのもと、平成 21 (2009) 年度より「中長期改善施策計画」を策定し、大学の将来像実現と自己点検評価結果の改善計画として運用している。平成 26 (2014) 年度からの「第 2 期中長期改善施策」以降も、社会情勢の変化や認証評価の結果を踏まえ、全学的な PDCA サイクルを回す仕組みを強化してきた。

特に、大学全体のビジョンを運営に反映させる「中長期改善施策(マスタープラン)」と、それを具体化する「行動計画(アクションプラン)」を策定・運用している。「第 2 期」では教育の質保証を図るため、三つのポリシーに則ったカリキュラムチェックを実施し、地域志向科目を中心としたカリキュラム編成や卒業研究・ゼミナール改革など、ポリシーを起点とした内部質保証の確立に向けた教育改革を実行した。この流れは「第 3 期」、そして令和 6 (2024) 年度からの「第 4 期中長期改善施策」へと継承・発展しており、各学部・学科等は改めてディプロマ・ポリシーにおける学修成果目標の達成に向けたアクションプランを策定し、運用している。

PDCA サイクルの実践として、年度末には常勤理事等による審査会を開催し、各戦略の

成果報告と次年度計画への反映を行っている。「第4期」では学長・副学長中心の進捗確認体制へと移行し、理事会への報告を通じてガバナンスを強化している。また、自己点検・評価や認証評価の結果は大学ホームページの情報公開ページにて広く公開し、社会への説明責任を果たしている。

このように、中長期計画及び三つのポリシーに基づいた全学的なPDCAサイクルの仕組みが確立されており、その評価結果の公表を通じて学生や学外関係者の理解を得る努力も行われていることから、本項目は満たされていると判断する。

[基準2の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・「教学マネジメント委員会」の新設（令和4（2022）年）及び「内部質保証体制図」の策定・修正（令和5（2023）年・令和7（2024）年）によるPDCAサイクルの強化（2-1-①）。
- ・教学IRを活用した教育課程編成に必要な情報（アセスメントテスト、アンケート等）の集約・分析とFD活動を通じた授業改善への反映（2-2-②）。
- ・学外委員を委嘱した「自己点検・評価委員会」による客観的評価と、その結果を教育研究・大学運営の改善に繋げるサイクルの運用（2-3-②）。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・学外委員からの意見・要望が大学運営の改善に具体的にどのように反映され、成果に繋がったかの追跡・可視化（2-3-②）。
- ・中長期改善施策に基づくKPI評価と、認証評価基準に基づく自己点検・評価の連携強化（2-2-①）。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・「第4期中長期改善施策」のKGI・KPIに基づく進捗管理と自己点検・評価を連動させ、全学的なPDCAサイクルを実質的に運用する（2-2-①）。
- ・「自己点検・評価委員会」を通じて関係部門への改善を促すとともに、その改善状況を追跡・検証し、内部質保証サイクルの実効性を高める（2-3-②）。

### 基準 3. 学生

#### 3-1. 学生の受入れ

##### ① アドミッション・ポリシーの策定と周知

##### ② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

##### ③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

###### (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

##### ◆アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。

本学は、建学の精神と 3 つの教育理念に基づき、大学院、大学、学部、学科、及び外国人留学生それぞれのアドミッション・ポリシーを策定している。これらのポリシーは、大学ホームページ及び入学試験要項に掲載し、志願者へ告知している。また、大学案内やオープンキャンパス、高校訪問、入試説明会といった多様な機会を通じて、ポリシーに加え、学納金、教育課程、学習環境、奨学金制度等の情報も併せて説明し、受験生や保護者、高等学校関係者の理解を促している。

以上の通り、アドミッション・ポリシーの策定と、ホームページ、入学試験要項、各種説明会を通じた周知は適切に実施されている。したがって、本項目は満たされていると判断する。

#### 3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

##### ◆アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備しているか。

##### ◆入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っているか。

本学は、アドミッション・ポリシーに基づき、学士課程及び大学院課程において多様な入学者選抜を実施している。学士課程では、学力の 3 要素のうち「知識・技能」を主に問う一般選抜と、「思考力・判断力・表現力」「主体性」等を重視する学校推薦型選抜及び総合型選抜を整備している。学校推薦型選抜では、評定平均値の基準に加え、面接、学校長推薦書、志望理由書、一部では口頭試問や小論文、基礎学力テストを課し、本学教育理念への理解度や意欲を総合的に判定する。総合型選抜では「スポーツ重視型」や「自己推薦型」など複数のカテゴリーを設け、面接、自己推薦書、活動報告シート等により適性を判断している。一般選抜においても、本学独自の試験、大学入学共通テスト利用型など複数の方式を設け、学力試験に加え志望理由書や調査書を評価に活用している。このほか、外国人留学生入試や附属高校推薦入試も実施している。大学院工学研究科でも、学内推薦、一般、社会人、外国人留学生の各選抜を設け、小論文、学力試験、研究計画書に基づく面接・口頭試問等により、専門適性や研究意欲を判断している。入学者選抜の実施にあたっては、「日本文理大学入学試験協議会（以下、入試協議会）」や「日本文理大学大学院委員会」が中心となり、常勤教員が高等学校指導要領に準拠した問題作成を担当し、情報漏洩

やミス防止に努めるなど、公正かつ妥当な実施体制を構築している。

以上の通り、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者選抜制度は整備されている。また、入試協議会を中心とする適切な体制により、選抜は公正かつ妥当に実施されている。したがって、本項目は満たされていると判断する。

### 3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### ◆入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

本学は、各学部・学科において安定的な入学者確保に努めている。「工学部」においては、学科間で若干のばらつきは見られるものの、「建築学科」や「情報メディア学科」などが比較的高い充足率を維持し、学部全体として過去5年間の平均入学定員充足率は8割を超えている。これについては、かつて入学定員超過が生じていた「建築学科」及び「情報メディア学科」は入学定員を増員し、逆に入学定員を大幅に下回っていた「航空宇宙工学科」は令和6(2024)年度より入学定員を減員するなど、適切な定員管理を行っている。

「経営経済学部」は、定員300名に対し過去5年間のうち4か年で定員の9割以上にあたる270名以上を安定的に確保している。また、令和5(2023)年度に開設した「保健医療学部」においても、「診療放射線学コース」を中心に志願者を集め、平均入学定員充足率は8割を超えている。これらの入学者確保は、全国的な18歳人口の減少や進学動向の変化を踏まえ、「多様な学びの価値を的確に伝え、学生一人ひとりの可能性と接続する」という募集広報方針のもと、IR情報を活用した施策検証、受験生との継続的な接点確保、高校との信頼関係構築を三本柱とした募集活動を実効性高く実施している結果である。

以上の通り、「工学部」における定員増減の機動的な対応や、「経営経済学部」・「保健医療学部」における安定した入学者確保など、定員充足は満たしていないものの、入学定員及び収容定員に沿った適切な学生確保は行われている。したがって、本項目は満たされていると判断する。

## 3-2. 学修支援

### ①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### ②TA( Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 3-2の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

#### (2) 3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

#### ◆教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

本学は、教育研究活動を円滑かつ効果的に推進するため、教員と事務職員の適切な役割分担と協働体制を重視している。令和4(2022)年の大学設置基準改正の趣旨を踏まえ、「学校法人文理学園組織規程」及び「学校法人文理学園事務組織の職務及び事務分掌規程」において、教員と事務職員等が相互に連携・協力して業務を遂行することを明確

に定めている。この方針のもと、入学前から卒業に至るまで、全学的な教職協働による学修支援体制を整備・運営している。

1) スタートアップ

入学直後の1週間にわたり、新入生全員を対象とした「スタートアップ」セミナーを教職員が連携して実施している。本セミナーは、大学生活の充実と自立した社会人への成長を促す第一歩として重要視されており、「NBUを知る」「友達づくり」「大学生活を充実させる」の3つのテーマで構成される。「NBUを知る」では、本学の歴史や教養基礎教育、プロジェクト活動等の概要を副学長やセンター長が説明し、建学の精神への理解を深める。「友達づくり」では、「人間力育成センター」が主管する「人間力ミニプロジェクト」を通じて、学生同士の交流とプロジェクト型学習の体験機会を提供する。「大学生活を充実させる」では、履修登録や各種手続き、安全講話等を行い、円滑な大学生活への適応を支援している。

2) 入学前教育・リメディアル教育

多様な入試形態に対応し、入学後の学修を円滑に進めるため、入学前教育とリメディアル教育を実施している。入学前教育として、推薦入試等の合格者を対象に、「教育推進センター」が「事前学習」課題（復習問題、作文等）を提供・添削し、学習意欲の維持と不安解消を図っている。留学生に対しては、「国際交流室」が日本語能力向上のための課題を提供している。入学時には全学で日本語・数学のプレースメントテストを実施し、その結果に基づきリメディアル科目（基礎学力講座）でのクラス分けや補習指導を行っている。

3) 担任制による指導

4年間を通じた担任制を導入し、学生一人ひとりにきめ細かなサポートを行っている。1年次は「社会参画」関連科目、以降はゼミナール等の担当教員が担任となり、FD委員会で定義された役割に基づき、履修、学修、学生生活、進路等の指導・助言を行う。担任は学生支援システム（ユニバーサルパスポート）を通じて担当学生の出席・成績情報を参照でき、早期の指導介入を可能にしている。特に1年次前期は、大学生活への早期適応と自立を促すため、綿密な指導を実施している。

4) 学修成果自己評価シート・学修ポートフォリオ

各学期のオリエンテーションで「学修成果自己評価シート」を配布し、学生自身による振り返りと次学期の目標設定を促している。教員はこのシートを回収・確認することで、適切な履修指導に役立てている。また、「社会参画」関連科目においては、学修記録や自己評価を蓄積する「学修ポートフォリオ」を運用し、学修成果の可視化と振り返りを支援している。

5) 学生支援システムによる学修支援

学内ネットワークを利用した学生支援システム（ユニバーサルパスポート）を基盤として、教職協働による支援体制を構築している。授業の出席状況は原則1週間以内に入力され、担任教員は「ステューデントプロファイル」機能を通じて、担当学生の出席、成績、履修状況等を随時確認できる。また、教員と職員がそれぞれの権限に応じて情報を共有し、学生からの質問機能や教職員間の連絡機能を活用することで、迅速かつ綿密な連携を図っている。

6) 出席不良者への対応

「学生指導方法の改善案」に基づき、出席率が70%以下の学生の早期発見と対応を徹底している。「教務・学生支援担当」が中心となり、学生支援システムのデータを定期的にモニタリングし、欠席が多い学生については関係部署や担任教員と情報共有を行う。必要に応じて学生を呼び出し、状況確認や出席喚起を行うとともに、その対応履歴をシステムに記録して連携を図っている。この組織的な早期発見・早期対応の仕組みにより、退学や休学の未然防止に努めている。

以上の通り、規程に基づく教職協働体制のもと、入学前から卒業まで、多角的なプログラムとシステム、人的支援を組み合わせた組織的な学修支援が機能している。したがって、本項目は満たされていると判断する。

**3-2-② TA( Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実**

- ◆学修支援のために、TA や SA(Student Assistant) などを適切に活用しているか。
- ◆オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。
- ◆障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。
- ◆中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。

本学では、TA・SA制度、オフィスアワー、障がい学生支援、退学・休学・留年者への対応など、多角的な学修支援体制を整備・運用している。

TA・SA（指導補助者）の活用については、「日本文理大学大学院ティーチング・アシスタント規程」および「日本文理大学スチューデント・アシスタント規程」に基づき、大学院生及び学部生が教育支援活動を行っている。令和4（2022）年度の基準改正を受け、令和7（2025）年4月には「指導補助者に関する規定」を策定し、TA・SAを「指導補助者」として明確に位置づけ、きめ細やかな学修支援体制を構築した。TAは担当教員の指導計画に基づき、演習や実験科目等での授業運営補助や一部授業の分担を担う。SAは初年次教育等において学生視点からの主体的な学修支援を行い、同年代の学生との関わりを通じて相互に学び合う環境を形成している。これらの活動は、学生自身の学修に支障がないよう規程で年間活動時間の上限が定められ、事前・事後研修の実施により教育の質保証にも配慮している。

オフィスアワー制度については、全教員が設定し、学生便覧や入学時のガイダンスで学生へ周知徹底している。各教員の待機時間はユニバーサルパスポートで確認可能であり、教員不在時には教務・学生支援担当が連携して該当教員へ連絡を取るなど、相談機会を確実に確保する体制を整えている。

障がいのある学生への合理的配慮については、平成28（2016）年の「障害者差別解消法」施行に伴い「日本文理大学障がい学生支援委員会」を設置し支援体制を整備した。受験希望者は「アドミッションオフィス担当」、在学学生は「教務・学生支援担当」や「進路開発センター」が窓口となり、学生本人の意思表示に基づき、施設・設備や人的支援体制を勘案した上で合理的配慮を決定・実施している。具体的な配慮事例として、場面緘黙（ばめんかんもく）がある学生への発表方法の工夫（録音利用など）、聴覚過敏学生へのイヤーマフ着用許可、座席の出入り口付近への指定、休憩室の確保、レポート提出期限の延長等を実

施しており、個々の学生の状況に応じた支援を行っている。

中途退学・休学・留年者等への対応として、「教務・学生支援担当」、担任教員、教室主任が連携して面談を行い、退学理由（経済的、精神的等）に応じた奨学金紹介や相談室・保健室との連携支援を行っている。また、過去の退学者データを分析し、「初期型」「失速型」「突発型」に分類して傾向を把握しており、特に退学者の多くを占める「初期型」や「失速型」への対策として、1・2年次の出席・成績不良者への電話連絡や面談等の重点的なアプローチを実施している。さらに入学時には「スタートアップ」セミナーでの面談や健康調査、UPIテストを活用し、早期の不安解消やメンタルヘルスチェックを行うなど、予防的なサポートも強化している。退学者数等のデータは定期的に集計し、「大学評議会」や「教授会」で共有して組織的な対策に活用している。

以上の通り、TA・SA制度の整備・活用、オフィスアワーの全学的実施、障がいのある学生への合理的配慮、及びデータ分析に基づいた退学・留年防止対策は組織的に行われている。したがって、本項目は満たされていると判断する。

### 3-3. キャリア支援

#### ①教育課程におけるキャリア教育の実施

#### ②キャリア支援体制の整備

##### (1) 3-3の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

##### (2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

##### ◆キャリア教育を教育課程に取入れ、適切に実施しているか。

本学は、卒業後の「就職」を大学生活の集大成と位置づけ、「人間力教育」の一環として、入学から卒業まで体系的なキャリア支援プログラムを正課科目として展開している。

「工学部」及び「経営経済学部」では、低学年のキャリア教育を担う「人間力育成センター」や就職サポート専門の「進路開発センター」、各学科が連携し、1年次では「自己分析」、2年次では「業界研究」、3年次では「企業とのマッチング」、4年次では「内定支援」へと段階的に移行する支援を行っている。

具体的には、1年次の必修科目「社会参画入門」「社会参画実習1」において、チームでの地域課題アプローチを通じ、学修技術や人間関係形成能力、情報収集力、課題発見力など、社会で必要とされる基礎能力を養う。2年次の必修科目「社会参画応用」「社会参画実習2」では、業界研究やキャリア開発プログラムを通じて将来の目標設定を行い、プレゼンテーション能力を磨く。また、必修科目「産学一致の勧め」では、産業界の経営者等による講話を通じ、建学の精神と職業観を深く理解する機会を設けている。3年次には、選択科目として「就職講座」を配置し、インターンシップ参加奨励、筆記試験対策、エントリーシート作成指導を実施。後期には「就職講座実践講座」でマナーや面接対応などの実践的スキルを学び、学内企業説明会へと繋げている。

また、令和5（2023）年度開設の「保健医療学部」では、医療技術者としての専門性を

重視し、1・2年次に「医療産業人」としての職業理解を深めるセミナーを開催しており、3年次以降も専門性に合わせた段階的な支援を計画している。

以上の通り、1・2年次の体系的な必修キャリア科目、3年次の実践的な選択科目、および「保健医療学部」の専門性に合わせた別プログラムの導入など、キャリア教育を教育課程に組み込み適切に実施している。したがって、本項目は満たされていると判断する。

### 3-3-② キャリア支援体制の整備

#### ◆卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

本学は、卒業後の進路に対する相談・助言体制として、各学科教員から選出された約10名の就職委員と、キャリア支援専門部署である「進路開発センター」所属の職員7名が連携し、プログラムの企画・運営を行う体制を整備している。就職委員は各学科の状況把握と指導の中心を担い、教員・学生・職員間の連携を図っている。

「進路開発センター」では、「NBU 就活サポートサイト」及び「公式 LINE」を運用し、求人情報、イベント・説明会情報、就職活動のハウツー情報を随時配信する。3・4年次生を中心とした個別相談では、エントリーシートや履歴書の添削、面接指導など、きめ細かいサポートを展開するほか、資料コーナーにおいて企業情報や公務員情報、受験報告書等を広く提供している。

就職活動の早期化に対応し、1年次から「就職プログラム」を開講してキャリア形成の意識づけを行い、2年次でも正課授業と連動して適宜プログラムを実施する。また、学外の「インターンシップ説明会」等への参加を推奨し、一部には大学バスを運行して支援する。加えて、公務員志望者には専門学校と連携した学内特別講座（有料）を、就職希望の外国人留学生には国際交流室と連携した説明会を、保護者には地区別個人面談会に合わせたリモート及び対面での就職相談会を実施し、多様なニーズに応じた支援を適切に運営している。

以上の通り、学科教員（就職委員）と専門部署（進路開発センター）が連携した相談・助言体制が整備されており、求人情報のオンライン配信、各種講座、留学生や保護者への対応など、多様な支援が適切に運営されている。したがって、本項目は満たされていると判断する。

### 3-4. 学生サービス

#### ①学生生活の安定のための支援

##### (1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

##### (2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-4-① 学生生活の安定のための支援

◆学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。

◆学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか。

◆奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

本学は、学生サービス及び厚生補導のための組織として、「教務・学生支援担当」を総合窓口とし、その配下に「学生相談室」「保健室」「特別スポーツ振興事務担当」「国際交流室担当」を配置している。また、教職員間の連携を図るため、学部間の連絡調整を行う「厚生補導協議会」（担当副学長、各学部厚生補導委員長等で構成）及び各学部の重要事項を審議する「厚生補導委員会」（各学部長の諮問機関）を設置し、事務担当者もこれら会議に出席している。

これらの組織が連携し、以下の通り多岐にわたる支援を実施している。

1) 一般的生活支援

学内委託業者「ワンエス」を通じ、食事提供や在宅確認サポートも行う「NBU協力会」加盟アパート（27アパート、約540室）を斡旋し、安心な生活環境を提供する。また、オリエンテーション時には警察や県、市等の公的機関による安全講習会を実施し、緊急時連絡や近隣住民からの苦情対策も行っている。

2) 学生支援システムによる生活指導

学生支援システム（ユニバーサルパスポート）の「学生プロフィール」を活用し、欠席の多い学生の早期発見に努め、学生相談室長、教務・学生支援担当課長、保健室担当職員、学生相談室専門スタッフによる月1回の定例会で情報交換を行い、教員との連携体制を構築している。

3) 課外活動支援

全学生が加入する自治組織「学友会」（本部3局、体育系24、文化系16団体。留学生中心の「マダン」も含む）の活動に対し、部長（教員）及び教務・学生支援担当が必要な助言、指導を行う。強化クラブ（硬式野球部、サッカー部、ラグビー部等8団体）には「特別スポーツ振興運営協議会」による特別支援体制を整え、全国大会出場等の成果を上げている。また、人間力育成センターが支援する「四季の森プロジェクト」や「教育支援プロジェクト」等、正課外の活動も支援し、人間力向上を図っている。

4) 経済的支援

日本学生支援機構奨学金の説明会実施等のほか、「学校法人文理学園特別奨学生規程」「日本文理大学入学試験選抜特待生規程」「日本文理大学強化指定サークル特待生規程」等、本学独自の各種特待生規程に基づく奨学金給付・授業料減免、授業料延納・分納、学業に支障のないアルバイト紹介（窓口ファイル、中央掲示板）を実施している。

5) 学生相談及び健康相談

「学生相談室」に専門スタッフ（公認心理師）を配置し、専門的な立場から相談に応じている。「保健室」には保健師・看護師1名を配置し、応急処置、健康相談、病院紹介のほか、全学生への定期健康診断と事後指導、学校医との連携、令和元年からのインフルエンザ集団予防接種を実施する。入学生へのUPIテストや健康調査による早期発見、大分県発達障がい者支援センター相談員の定期的招聘、教職員研修も行っている。

6) 個人面談会

保護者との連携として、全国9か所で個人面談会を毎年9月に実施する。成績・出席不良学生等の保護者へ出席を要請し、高い出席率（令和6（2024）年度：保健医療学部37.3%等）を得て、面談内容は学生プロフィールで共有している。

7) 外国人留学生支援

外国人留学生（令和 6（2024）年度 143 名）には、「国際交流室担当」が渡航前説明会、在留資格管理、大分市と連携したゴミ分別等の生活オリエンテーション、日本人学生との宿泊研修、JLPT 対策講座、SNS 緊急連絡網整備、「留学生と交流を進める会」との連携による地域交流支援等、きめ細かな支援を行う。

8) 社会人、編入、転入学生などへの支援

社会人学生には長期履修制度を、編入・転入学生には単位認定を整備し、円滑な修学を支援している。

以上の通り、学生サービス・厚生補導のための組織は整備されている。健康相談、生活相談、経済的支援、課外活動支援は学生の多様性に配慮し適切に行われており、本項目は満たされていると判断する。

### 3-5. 学修環境の整備

#### ①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

#### ②図書館の有効活用

#### ③施設・設備の安全性・利便性

##### (1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

##### (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

◆教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。

◆快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

◆ICT 環境を適切に整備しているか。

本学の校地（338,261.21 m<sup>2</sup>）及び校舎（61,118.84 m<sup>2</sup>）面積は、大学設置基準を大幅に上回っており、講義室、研究室、体育施設も十分に確保している。

施設・設備の管理運営体制については、「学校法人文理学園事務組織の職務及び事務分掌規程」に基づき、「管理部管理担当」が土地建物の管理、施設備品の修繕、火災予防・災害防止、保安、学内整備・清掃、光熱水費の統制といった業務を一元的に担っている。

ICT 環境については、「教育推進センター担当」が、情報機器及びシステム等の管理・運用・メンテナンス、情報教育・研究における利用支援、学生の学習支援を所管している。教育研究上の目的を達成するため、教育方法の変化に対応した環境整備も推進しており、PBL 授業等に適した可動式机・椅子の順次導入や、Wi-Fi 環境の強化を図っている。

「教育推進担当」は、アクティブラーニング室やイングリッシュコミュニケーションルームの運営を担当している。

また、大学院生の学修・研究環境として、19 号館 5 階に院生専用室を 10 室設けるなど、快適な学修環境を整備している。

以上の通り、大学設置基準を満たす十分な校地・校舎を有し、その管理運営体制（施設・

ICT)も規程に基づき整備されている。また、教育方法の変化に対応した環境整備(可動式机・椅子、Wi-Fi強化)にも着手しており、本項目は満たされていると判断する。

### 3-5-② 図書館の有効活用

◆図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供しているか。

キャンパス中央に位置する4階建て(延床面積3,681㎡)の「図書館」は、教育研究活動の拠点として整備されている。約34万冊の図書資料を所蔵し、一部を除き開架式とすることで、利用者が多くの資料を自由に手に取れる環境を提供する。開館体制は、平日は8時30分から20時、土曜日は8時30分から17時(休業期間除く)とし、年間約260日以上開館している。また、一般利用者の受け入れも行い、地域住民へも幅広くサービスを提供している。

学術情報資料の提供として、図書館ホームページからは本学蔵書検索(OPAC)のほか、文献複写の申込、利用者個人の利用状況確認、貸出図書延長等の各種サービスが学内外から利用可能である。図書資料の収集は、各学科図書委員が教育・研究に沿った選書を行うと同時に、図書館職員が学生の利用傾向、購入希望書籍、書店からの新刊情報、社会情勢等を参考に選書を行っている。教育課程との連携として、入口近くにシラバス掲載の「参考図書コーナー」を学部毎・教員毎に整備し毎年更新するほか、講義科目「大分学・大分楽」の参考資料を集めた「大分学コーナー」(現在約680冊)を設置している。

デジタルリソースの整備も進めており、オンライン版新聞記事(ヨミダス、日経テレコン)や雑誌・Webメディア記事(日経BP記事検索サービス)、電子ジャーナルへのアクセスを提供。また、大分県内の図書館蔵書を検索できる横断検索システムも利用可能である。平成26(2014)年度より導入した電子書籍は、現在1,060タイトル(和書・洋書)を購入し学外からも閲覧可能としており、語学学習支援として英語教員と連携した選書や、参考図書の電子化タイトルの整備も行っている。

学修環境として、2階から4階に総座席数567席の閲覧室を設けるほか、3階には「ブラウジングコーナー」のソファ、その他簡易閲覧用ソファ(6カ所)を配置している。グループ学習室は3階に2室(12~16名用)、4階に2室(8~12名用)の計4室を整備する。これらグループ学習室にはネットワーク環境とキャプチャーボードを設置し、特に3階の2室は可動式デスクを導入して多様なニーズに対応しており、ゼミや講義等で週2~3コマ程度の利用がなされている。ICT環境として、1階から4階にOPAC端末4台、情報検食用端末10台を配置するほか、3階には学内LAN接続情報コンセント、2階から4階にはWi-Fi無線LANを整備している。

利用促進のため、新入生を対象とした「社会参画入門図書館ツアー」を実施し、ガイダンス資料として「図書館利用マニュアル」を作成、説明動画と共にGoogle Classroomへ掲載している。また、広報活動として「Library News」を作成・発行し、学内配布・掲示及び図書館ホームページへ掲載することで、多様な情報発信を行っている。

以上の通り、キャンパス中央に位置する施設、34万冊の開架式蔵書、567席の閲覧席、複数のグループ学習室、平日20時までの開館体制により、図書館を十分に利用できる環

境は整備されている。また、シラバス連動コーナーや各種デジタル・データベースの提供により、教育研究に資する学術情報も提供していることから、本項目は満たされていると判断する。

### 3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

◆施設・設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮しているか。

◆施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。

施設・設備の安全性と利便性の確保に向け、計画的な取り組みを実行している。利便性の向上、特に学生の多様性への配慮として、既存施設におけるスロープの設置、エレベータの増設、専用トイレの拡充など、キャンパス内のバリアフリー化を継続的に進めている。

さらに、学生サービスと利便性の抜本的な向上策として、新たな学修・交流の拠点となる「コミュニティグローブ」の建設にも着手した。同施設は、1階にワンストップ対応の学生窓口と開放的なエントランス、2階に吹き抜け構造の学生食堂（憩いの場）、3階に教職員オフィスと企業連携も可能なフリーエリアを配置する計画であり、完成後は学びと交流の核となることが期待される。

安全性の確保については、特に建物の耐震化を重要課題と位置づけ、中期計画に基づき事業に着手している。令和10（2028）年度までに耐震化率100%を達成する目標を掲げ、既存建屋の状況に応じた改築、耐震補強、あるいは使用していない建屋の解体（耐震化分母からの削除）といった具体的な手法を用いて、計画の実現化を進めている。

以上の通り、バリアフリー化の拡充と耐震化は中期計画に基づき実行段階にあり、新たな拠点施設（コミュニティグローブ）の建設にも着手していることから、本項目は満たされていると判断する。

#### [基準3の自己評価]

##### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・各レベルでのアドミッション・ポリシー策定と、ホームページや入学試験要項等を通じた周知の徹底（3-1-①）。
- ・入試協議会等を中心とした公正かつ妥当な入学者選抜の実施と、多様な選抜制度の整備（3-1-②）。
- ・全学的な教職協働体制に基づく「スタートアップ」や入学前教育、リメディアル教育の実施（3-2-①）。
- ・「学生支援システム（ユニバーサルサポート）」を活用した教職協働による出席不良者の早期発見・対応（3-2-①）。
- ・「日本文理大学障がい学生支援委員会」を中心とした、個々の学生に応じた合理的配慮の実施（3-2-②）。
- ・1年次からの体系的なキャリア教育科目の必修化と、「進路開発センター」によるきめ細かな就職支援（3-3-①、3-3-②）。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・募集・広報体制の強化と、定員割れ学科におけるカリキュラム改革の継続 (3-1-③)。
- ・3年次の就職関連選択科目の受講率向上と、未受講学生への支援 (3-3-①)。
- ・低学年時からの進路開発センター利用の更なる促進 (3-3-②)。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・アドミッションオフィスと各学部が連携し、募集体制を強化する (3-1-③)。
- ・3年次のキャリア教育科目の受講をオリエンテーション等で強力に推奨する (3-3-①)。
- ・低学年向けキャリアイベントの実施等により、進路開発センターの早期利用を促す (3-3-②)。

## 基準 4. 教育課程

### 4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

#### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

#### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### ◆ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

本学は、「産学一致」という建学の精神に基づき、「産学一致」「人間力の育成」「社会・地域貢献」という3つの教育理念を明確にしている。特に「人間力」を「こころの力」「社会人基礎力」「職業能力」「専門能力」の4つの力を併せもった能力と定義づけ、全開講科目で推進する「人間力教育」の進展や社会的状況の変化に対応するため、大学全体及び大学院、各学部・学科のディプロマ・ポリシー（DP）を継続的に見直し、策定している。

教育の目的と評価の一貫性を高めるため、平成 25(2013)年度には、大学全体及び各学部・各学科の DP を「関心・意欲・態度」「知識・理解」「技能・表現・コミュニケーション」「思考・判断・創造」の4つの観点から整理し、教育目的として明確化した。さらに、直近の令和 6(2024)年度から令和 7(2025)年度にかけては、全学及び「工学部」、「経営経済学部」等において、この DP を教育理念にもとづいた3つの観点へと改定する見直しを行った。また、令和 5(2023)年度に開設された「保健医療学部」においても、3 コース共通の DP を策定し、教育課程の編成や学位授与の方針に反映させている。

これらの DP と教育課程の連動性を確保するため、全授業科目においてシラバスを作成し、各科目の「授業の目的」を明記するとともに、「単位を修得するために達成すべき到達目標」と「成績評価基準」を、DP の各観点（4 観点または 3 観点）ごとに示すよう様式を統一している。特に工学部及び経営経済学部では、DP 改定にあわせてシラバス様式も変更し、連動性を明確化した。

策定・改定された DP は、大学ホームページに掲載するほか、平成 28(2016)年度からは学生便覧にも掲載し、学生、教職員、学外関係者に広く周知している。また、入学時のガイダンスや FD 研修等の機会を通じて、DP の内容理解と全学的な共通認識の醸成を図っている。各科目のシラバスについても、学内ネットワークによる学生支援システムを通じて学生に公表されており、DP と個々の授業との関連性を学生が常に確認できる体制を整備している。

以上の通り、DP は建学の精神と教育理念に基づき適切に策定・改定されている。また、大学ホームページ、学生便覧、シラバスへの明記により、学生及び教職員への周知は組織的に行われていることから、本項目は満たされていると判断する。

#### 4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

◆ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

◆ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

本学は、ディプロマ・ポリシー（DP）を踏まえ、単位認定、卒業認定の基準を「日本文理大学学則」及び各学部の「履修細則」に適切に定め、学生便覧やシラバスを通じて学生に周知している。

単位の認定は「日本文理大学試験規程」に基づき、筆記、口述、論文、研究報告書、実技等の試験によって行う。成績評価の基準は、S（90点以上）、A（80点台）、B（70点台）、C（60点台）を合格、E（59点以下）を不合格とする。ただし、担当教員が短期間の再学習で到達目標に達成可能と認めた履修者にはDと評価し、原則1週間後に再試験を行いC評価とする制度も運用している。成績評価の公平性とDPとの連動性を担保するため、全科目のシラバスにおいて、「単位を修得するために達成すべき到達目標」と「成績評価基準」をDPの観点ごとに明記している。さらに、「成績評価基準」として到達目標の各観点と成績評価方法の関係及び配点割合が合計100%となるよう示している。

厳正な適用の仕組みとして、平成19(2007)年度よりGPA制度を導入した。これは、学生が自らの学業成績を的確に把握し、適切な履修計画と学習意欲の向上に役立てることを目的とする。成績評価S・A・B・C・Eに対しGPを4・3・2・1・0として、単位数の加重平均値でGPAを算出する。GPAは、学期ごと及び通年で計算され、学期GPAが1.0未満の場合は担任が履修指導を行う。また、「科目GPA」も算出し、次学期以降の授業における到達目標や成績評価基準を修正する際の判断基準として活用する。さらに、入試特待生の継続判定、学業特待生や各種奨学生の選考、学業優秀者表彰等の参考資料として使用している。

GPA制度に伴い、1年間の履修登録できる単位数の上限を48単位（前後期各24単位）とするCAP制を設定する一方、4年生を除き年間20単位以上（前後期各10単位以上）の最低履修単位数も定め、学生支援システムによるWeb履修登録時に自動判定されチェックされる。GPA制度の弾力的な運用も行っており、2年次終了時点での通算GPAが特に優れている学生には3・4年次の年間履修制限を2単位緩和する一方、6期連続して学期GPAが1.0未満の学生に対しては退学勧告を行う厳格な運用も定めている。

卒業認定基準として、各学部で卒業要件単位数を「履修細則」に定める。また、「工学部」・「経営経済学部」共に進級条件は設けていないが、4年次必修科目（工学部「卒業研究」、経営経済学部「ゼミナールⅣ」）の着手条件を定めている。「工学部」は「卒業要件として定められている科目の中から90単位以上修得」すること、「工学部」・「経営経済学部」の日本人学生は卒業要件対象外の「基礎学力講座・国語」及び「基礎学力講座・数学」の単位修得（認定）を、それぞれ着手条件として学生便覧に明示している。

このほか、他大学との単位互換については「単位互換に関するガイドライン」に則り、シラバスの内容と授業時間数を勘案し本学基準の単位数として認定する。インターンシップ等の学外活動もガイドラインに基づき、「フィールドワーク」等において45時間の実習をもって1単位（経営経済学部では90時間で2単位も可）を認定している。

令和5(2023)年度新設の「保健医療学部」も、DPに基づきシラバスへの到達目標明記やGPA制度を導入し評価の透明性を図っているが、卒業生を未だ輩出していないため、卒業認定の運用実績はない。

以上の通り、全学部においてディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準及び卒業認定基準は適切に定められている。また、学生便覧やシラバスで周知され、GPA 制度や履修要件を通じて厳正に適用されていることから、本項目は満たされていると判断する。

#### 4-2. 教育課程及び教授方法

##### ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

##### ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

##### ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

##### ④教養教育の実施

##### ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

###### (1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

###### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

##### ◆カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

本学は、建学の精神及び大学の教育理念を基に、その時々 of 社会的状況と「人間力教育」の進展に伴って、三つのポリシーを随時見直し、カリキュラム・ポリシー（CP）を策定している。

CP はアドミッション・ポリシー（AP）とディプロマ・ポリシー（DP）を繋ぐものとして、教育目的を踏まえ、各教育内容の位置づけを明確にした「見取り図」として機能するよう大学全体及び各学部・各学科で策定されている。

具体的には、「工学部」「経営経済学部」では令和 7（2025）年度入学生から適用する新しい DP に従い、教育課程の編成と教育内容、教育方法、学修成果の評価を明確にした新 CP を策定した。また、令和 5（2023）年度に新設された「保健医療学部」においても、3 つのコースを通して共通の教育目標・学修成果に基づいた体系的な CP を定め、教育課程の設計・実施方針としている。

策定した CP の周知については、大学のホームページ及び学生便覧に公開・掲載している。加えて、新入生ガイダンス等の機会を通じて学生に分かりやすく説明し、理解を促している。さらに、各科目のシラバスにおいて、CP と連動する形で「単位を修得するために達成すべき到達目標」と「成績評価基準」を DP の観点ごとに明記することにより、全体的な教育目標と、その目標における各科目の位置づけを明確にし、学生が参照できる体制を整えている。

以上の通り、CP は建学の精神と DP に基づき適切に策定されている。また、大学ホームページ、学生便覧、シラバス、ガイダンスを通じて周知は行われており、本項目は満たされていると判断する。

#### 4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

##### ◆カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。

本学は、カリキュラム・ポリシー（CP）がディプロマ・ポリシー（DP）を達成するための方策として機能するよう、その一貫性の確保を最重要視して教育課程を設計している。CP の策定にあたっては、大学全体および学部・学科の DP に示された能力を修得させるために効果的な教育を行うことを目的としている。

具体的には、各学部において DP と CP の一貫性を以下の通り確保している。

「工学部」においては、DP に掲げる「DP1 社会・地域に共感し、その課題を解決するために・・・」「DP2 時代の変化に適応し、多様な文化や伝統などへの・・・」「DP3 日本文理大学工学部専門能力・・・」が、CP における「教養教育科目」「専門教育科目」「正課外学習」の体系的な編成によって達成される構造となっている。その対応関係は以下の一覧表に見られるように、DP の各要素が CP の科目群や学習活動と緻密に対応付けられ、卒業研究での総括評価に至るまで一貫した教育課程が編成されている。

#### 工学部 DP・CP 対応関係一覧

ディプロマ・ポリシー	対応するカリキュラム・ポリシー
DP1 社会・地域に共感し、その課題を解決するために・・・	CP 教養①（人間性や行動力の基礎） CP 教養②（地域・社会や職業に対する理解） CP 教養④（コミュニケーション・プレゼンテーション能力）
DP2 時代の変化に適応し、多様な文化や伝統などへの・・・	CP 教養③（幅広い教養） CP 専門④（PBL、ゼミナール、卒業研究等）
DP3.① 工学基礎力	CP 専門①（数学、自然科学等） CP 教養⑤（デジタル・AI 技術）
DP3.② 専門知識	CP 専門③（学科専門知識・技能）
DP3.③ 工学倫理	CP 専門②（法令・規則・倫理観）
DP3.④ ものを生み出す力	CP 専門④（PBL、ゼミナール、卒業研究等） CP 正課外①（正課外学習）
DP3.⑤ チームで創る能力	CP 専門④（PBL、アクティブ・ラーニング、卒業研究） CP 正課外①（正課外学習）

「経営経済学部」においては、DP に掲げる 3 つの能力「DP1 人間力を基盤とし、幅広い教養と社会人としての・・・」、「DP2 絶えず変容する現代社会に・・・」、「DP3 社会生活及び地域生活における社会的事象について・・・」が、CP が定める教育課程を通じて体系的に養成される。その対応関係は以下の一覧表に見られるように、DP の各能力が CP の科目群や PBL 等の活動と具体的に連動し、最終的にゼミナール等での総括的評価に至るまで一貫性が確保されている。

#### 経営経済学部 DP・CP 対応関係一覧

ディプロマ・ポリシー	対応するカリキュラム・ポリシー
------------	-----------------

DP1 人間力を基盤とし、幅広い教養と社会人としての・・・	CP 教養① (人間性や行動力の基礎) CP 教養② (地域・社会や職業に対する理解) CP 教養③ (幅広い教養) CP 専門① (基礎的知識 ※DP 専門能力①に対応)
DP2 絶えず変容する現代社会に・・・	CP 教養④ (コミュニケーション・プレゼンテーション能力) CP 教養⑤ (データ活用・分析の基礎) CP 専門③ (専門分野でのデータ活用・分析力 ※DP 専門能力④の一部)
DP3 社会生活及び地域生活における社会的事象について・・・	CP 専門② (協働による課題解決力 ※DP 専門能力②に対応) CP 専門④ (知識と技術の修得とその応用力 ※DP 専門能力②③④に対応) CP 正課外① (正課外学習)

「保健医療学部」においては、DP に掲げる 4 つの能力「DP1 生命に対する尊厳と人権を尊重し、人間力の・・・」、「DP2 幅広い教養と倫理観を基盤として、診療放射線学・・・」、「DP3 医療の実態を理解したうえで、チーム医療の・・・」、「DP4 日々進歩を続ける医療機器、医療技術を理解し・・・」が、CP が示す 6 つの方針 (CP①～CP⑥) に基づく体系的な教育課程によって達成される。その対応関係は以下の一覧表に見られるように、DP で求める医療人としての能力が、CP の初年次から総合教育に至るまでの各教育方針 (CP) と明確に連動し、一貫した能力育成課程が構築されている。

#### 保健医療学部 DP・CP 対応関係一覧

ディプロマ・ポリシー	対応するカリキュラム・ポリシー
DP1 生命に対する尊厳と人権を尊重し、人間力の・・・	CP① (初年次教育における人間性・行動力の基礎) CP④ (人間力の理解、チーム医療の実践、課題解決力)
DP2 幅広い教養と倫理観を基盤として、診療放射線学・・・	CP② (教養科目) CP③ (医療現場共通の倫理観・専門基礎) CP⑥ (専門知識・技能・態度の総合的向上)
DP3 医療の実態を理解したうえで、チーム医療の・・・	CP④ (人間力の理解、チーム医療の実践、課題解決力)
DP4 日々進歩を続ける医療機器、医療技術を理解し・・・	CP⑤ (進歩する医療技術の理解とデジタル医療への対応)

このように各学部で確保された CP と DP の一貫性を形式的・実質的に担保し、恒常的に検証する仕組みとして、全学部においてカリキュラム・マップを作成・活用している。このカリキュラム・マップを用いて、教育課程が体系的に編成されているか、科目に偏りが無いかなどを常時検証している。各学部では、この検証の分析結果を教育内容に反映させることで、一貫性の担保をより実質的なものとしている。また、この一貫性は、各学部の教務委員会、学科教室会議、教授会、さらには全学の教学マネジメント委員会による審議・承認のプロセスを経ることで組織的に確保されている。

以上の通り、本学では DP との整合性を前提に CP が体系的に策定されている。また、学生の成長実感 (DP 修得度) などから一貫性を恒常的に検証し、その結果を教育内容に反映する仕組みも機能している。したがって、本項目は満たされていると判断する。

#### 4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

- ◆カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。
- ◆シラバスを適切に整備しているか。
- ◆履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

本学は、カリキュラム・ポリシー（CP）に沿った体系的な教育課程を編成し、実施している。教育課程は、DPに掲げる「人間力を構成する10の要素」「職業能力を構成する4つの要素」等を身につける「教養教育科目」、各学部の専門性を高める「専門教育科目」、および実践力を養う「正課外学習」で構成される。

教養教育課程では、産業界で必要な人間力の基礎を育成するため、学部共通でCPに基づき編成している。科目分野は「01 リメディアル科目」から「08 特別科目」までの8分野にコード化されている。1年次前期は「学びの転換と人間力の発見」、1年次後期は「人間力の実践と社会との接点発見」、2年次は「職業観の涵養とグローバルな視点」、3年次は「就職スキルの習得」という段階的な学年・学期目標を設定し、基礎となる科目群を必修として配置している。また、入学時の「プレースメントテスト」結果に基づき、学力不足の日本人学生には卒業要件外の「基礎学力講座・国語」「基礎学力講座・数学」の単位修得を義務づけ、外国人留学生には「日本語4」を必修化するなど、リメディアル教育も体系的に組み込んでいる。

専門教育課程においても、各学部・学科でCPに沿った体系的な編成を行っている。

「工学部」では、「機械電気工学科」、「建築学科」、「航空宇宙工学科」、「情報メディア学科」の各学科において、それぞれ専門分野コードを設定し、1年次の基礎科目から応用科目、そして4年次の「卒業研究」へと段階的に専門性を高める編成を採る。各学科では、学生の専門志向に応じたコース制を敷き、特色ある選択必修科目を設定している。特に「建築学科」では建築士受験資格の取得、「航空宇宙工学科」では県央空港エクステンションキャンパスでの実機教育に対応するなど、それぞれの専門教育の特色ある体系化を図っている。「経営経済学部経営経済学科」においても、専門分野コードを定め、1年次の「専門基礎」科目から4年次の必修科目「ゼミナールⅣ」まで段階的に配置している。体系的履修の実質化のため、コース必修科目や学科選択必修科目を設定し、DPの見直しに合わせて継続的に見直しを行っている。「保健医療学部」においても、専門科目を各コースにおいて基礎から応用・発展へと段階的に編成しており、履修モデルやカリキュラムツリーを通して学生の体系的な学修に配慮している。

正課外学習として、「工学部」では学生の実践的能力と交流活性化を目指す「NBUものづくりコンテストチャレンジ」を実施している。これは、学外コンテスト等への参加を希望する学生グループが審査を経て助成を受け、活動報告と成果報告を義務付けるもので、受賞グループも複数輩出している。

シラバスについては、「シラバス作成ガイドライン」を定め、FD研修会での説明を通じて教員間の質的差が生じないように努めている。シラバスはDP・CPとの整合性、体系的性を前提条件としており、公開前には単なる編集上のチェックに留まらず、学部のカリ

キュラム方針に基づくかの確認を行う第三者チェックを実施し、必要に応じて担当教員へ改善を促している。

単位制度の実質化については、1 授業における事前・事後の十分な学修時間を確保するため、履修登録単位数の上限を各学期 24 単位（年間 48 単位）と定めている。ただし、成績（GPA）が優秀な者に限り、希望者は制限を緩和する措置も行っている。

以上の通り、CP に沿い、教養教育と専門教育（学科ごとの分野コード、段階的配置）が体系的に編成・実施されている。また、シラバスはガイドラインと第三者チェックにより適切に整備され、CAP 制の導入により単位制度の実質化も図られていることから、本項目は満たされていると判断する。

#### 4-2-④ 教養教育の実施

##### ◆教養教育を適切に実施しているか。

本学は、産業界で必要な人間力の基礎を育成するため、教養教育科目を「1. リメディアル科目」から「8. 特別科目」までの 8 分野に体系的に編成している。

この教養教育の編成と実践は「教養教育連絡会議」が担い、特に人間力コア科目に位置づけられる社会参画授業の企画・推進は「人間力育成センター」が担当している。また、「教育推進センター」が全学的な教育システムに関わる基本方針の策定や教育プログラム開発、教育改善・支援を担っており、これら 3 つの組織が連携して教養教育を推進する体制を構築している。

この連携体制のもと、教育内容の継続的な充実を図っており、令和 5（2023）年度には人間力コア科目／キャリア科目に 3 科目、地域・社会を理解する科目に 1 科目、科学的・論理的思考力科目に 4 科目、AI・デジタル基礎科目に 1 科目を新規開講した。さらに令和 6（2024）年度にも、人間力コア科目／キャリア科目に 2 科目、科学的・論理的思考力科目に 1 科目、コミュニケーション科目に 2 科目、AI・デジタル基礎科目に 2 科目を新規に開講している。

これらの新設科目を含め、教養教育科目は「工学部」・「経営経済学部」で 63 科目、「保健医療学部」で 30 科目を配置している。また、各科目で育成する「人間力を構成する 10 の要素」及び「職業能力を育成する 4 つの要素」については、教養教育科目のカリキュラムマップに明示し、学生へ周知するとともに、科目編成の継続的な検討・改善に活用している。

入学生の基礎学力の格差を改善するため、リメディアル教育も体系的に実施している。入学時に全学生へ「プレースメントテスト」を実施し、日本語と数学の基礎学力が不足する日本人学生には、卒業要件外の基礎科目「基礎学力講座・国語」「基礎学力講座・数学」の単位修得を義務付けている。このリメディアル教育は、「教育推進センター」の学習支援部門が担当し、学生一人ひとりのレベルに合わせた個別指導の形態で学習サポートを行っている。また、外国人留学生に対しても、1 年次後期 4th クォータに「日本語 4」を必修化し、日本語能力の質的保証を図っている。

加えて、今後のデジタル社会の基礎知識として、数理・データサイエンス・AI 教育も重視している。「教育推進センター」教育支援部門における継続的な検討を経て、令和 5（2023）

年度より MDASH リテラシー対応科目を全学必修科目として実施している。さらに、令和 6（2024）年度には同分野の全学選択科目を 2 科目新規開講し、教育内容の充実を図っている。

以上の通り、教養教育は「教養教育連絡会議」等の連携体制のもと、8 分野に体系的に編成されている。また、リメディアル教育や必修のデータサイエンス教育も導入・実施されており、教養教育は適切に実施されていることから、本項目は満たされていると判断する。

#### 4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

◆アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。

◆授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

本学は、教授方法の工夫として「アクティブ・ラーニング」（AL）の導入を全学的に推奨し、その推進に努めている。既に各学科では、従来の講義形式に加え、演習形式、オムニバス形式、共同担当、複数クラスなど、多様な授業形態が採用されており、それぞれの形式に適した AL の手法（双方向授業、グループワーク、ディスカッション、フィールドワーク等）を活用することで、学生の主体的な学習意欲を高める授業展開が行われている。

特に、複数の教員が共同で担当する授業にこれらの AL 手法を導入することにより、教員同士が互いの教授法を学び合い、新しい教授法を共同で開発する機会が生まれる仕組みが整備・運用されている。これは、小・中規模大学の特性を活かし、教員間の密なコミュニケーションを通じて、授業の組織的な開発を円滑に進めることにも繋がっている。

「工学部」では、学科ごとに特色あるプロジェクト系科目が開講され、AL の具体的な実践の場となっている。例えば、「建築学科」の「プロジェクト 1～3」では、学生が大分県内各地でフィールドワークを実践し、地域の課題解決に直接取り組むことで実践的な技術を習得する授業が行われている。また、「機械電気工学科」、「航空宇宙工学科」、「情報メディア学科」の 3 学科は共通で「ロボットプロジェクト入門 1・2」や「ロボットプロジェクト基礎 1・2」を開講している。これらの科目では、異なる専攻の学生が混合グループを組み、多角的な視点からものづくりに必要な基礎技術を協働して習得する機会を提供している。

「ICT 教育」に関しても、教育 Web サービスの活用が全学的に進められている。「Google Classroom」や「ユニバーサルパスポート」といった既存のサービスを導入し、授業資料のデジタル化とネットワーク配信を推進することで、ペーパーレス化と柔軟な授業運営を可能にしている。これにより、教員と学生間のコミュニケーションやフィードバックもデジタルネットワークを介して多様な形で行われている。さらに、学生のポートフォリオ作成のための基礎データをオンライン上に保存・蓄積することで、学習成果の振り返りや整理が容易になっている。加えて、オンデマンド授業を含む資料のアーカイブ化も進んでおり、学生が授業時間外に主体的に学習を進められる仕組みも構築されている。

また、教育効果を最大限に高めるため、受講学生数の調整（クラスサイズへの配慮）も行っている。受講希望者が多い授業については、複数クラスを開講するなどの工夫を施し、

適切な人数での円滑な授業運営と教育効果の担保を実現している。

以上の通り、アクティブ・ラーニング（学科横断プロジェクト科目やフィールドワーク等）や ICT を活用した教授法の工夫は組織的に行われている。また、受講学生数を調整し複数クラスを開講するなど、教育効果を高めるための配慮もなされており、本項目は満たされていると判断する。

#### 4-3. 学修成果の把握・評価

##### ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

##### ②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

###### (1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

###### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

◆三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。

◆学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。

本学では、平成 30（2018）年度に策定した「日本文理大学アセスメント・ポリシー」を基盤とし、三つのポリシー（DP・CP・AP）を一体的に運用した教育の質保証と継続的改善に取り組んでいる。アセスメント・ポリシーにおいて把握・評価する学修成果は DP を具体化したものであり、DP と整合した一貫性のある評価体系が確立されている。令和 6（2024）年度からは、DP 及び CP の改訂に伴い、アセスメント・ポリシーを「アセスメント・プラン」へと名称・内容ともに刷新し、三つのポリシーとの連動性を一層強化した。評価方法は、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの三段階で多面的に実施している。具体的には、履修状況、成績、資格取得状況、就業率といった定量的指標に加え、卒業時満足度調査や就職先企業へのアンケート調査といった外部評価も取り入れ、内部・外部双方の視点から学修成果を客観的かつ総合的に把握・評価している。

評価結果の運用については、IR 担当部署によるデータの収集・分析を経て、「教学マネジメント委員会」で検証するフィードバック体制を確立している。検証結果に基づき、教育課程の編成、授業内容・方法、学修指導の改善方針が策定され、各学部・学科へ還元されることによって体系的に PDCA サイクルが機能している。

さらに、学生自身の学修成果の可視化と自律的学修を促進するため、卒業生には「ディプロマ・サプリメント」、在学生には「プレ・ディプロマ・サプリメント」を配付し、履修選択や学習計画への活用を促している。

以上の通り、三つのポリシーを踏まえた明確な学修成果の定義に基づき、その把握・評価方法の確立と運用体制を通じて、教育の質保証と改善に取り組んでいる。したがって、

本項目は満たされていると判断する。

#### 4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

◆学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

本学は、教育の質の保証と継続的な改善を目的として、「学修成果の可視化」と「教育改善のPDCAサイクルの定着」を柱とした教学マネジメントを構築している。平成30(2018)年度に制定したアセスメント・ポリシーを基盤とし、令和6(2024)年度からはアセスメント・プランとして再編した。これにより、アドミッション・ポリシー(AP)、カリキュラム・ポリシー(CP)、ディプロマ・ポリシー(DP)との連動を明確化し、学修成果の点検・評価に関する体制を整備している。具体的な取り組みは以下の通りである。

##### 1) プレースメントテスト・アセスメントテスト

入学時および各学年末に実施される「プレースメントテスト」および「アセスメントテスト(PROGテスト：社会で求められる汎用的なジェネリックスキルを測定)」を通じて、学生の基礎学力および社会人基礎力(リテラシー・コンピテンシー)を定量的に評価している。「PROGテスト」では、学年進行における成長度合い、特にコンピテンシーにおいて全国平均を上回る結果が確認されており、本学の教育成果が一定の水準にあることを示している。これらの評価結果は、基礎教育および専門教育のカリキュラム改善にフィードバックされている。

##### 2) GPA制度

GPA制度は、学生の学修到達度を可視化する指標として機能しており、個人GPAおよび科目GPAの推移を分析することで、指導方法やカリキュラム内容の改善が促進されている。成績分布の偏りや顕著なGPAの上下動が認められる場合には、シラバスや成績評価基準の見直しが検討され、具体的な改善策へと繋がられている。

##### 3) ディプロマ・ポリシー(DP)の達成度評価(修得度合)

卒業生アンケートや、学部別・学年別のDP達成状況を検証している。「教学マネジメント委員会」において全学的な分析が行われ、DPに準拠した教育が実施されているかの可視化と、カリキュラム改善への検討が行われている。経年比較の結果からは、教育内容が一貫してDPに沿って運用されていることが確認されている。

##### 4) 授業アンケート

各学期終了時に実施する受講アンケートでは、授業内容、指導方法、満足度などの項目を評価対象としており、その結果は教員にフィードバックされている。各教員はアンケート結果をもとに担当授業の問題点や改善点を整理し、回答書を作成することで授業改善に活用している。また、アンケート全体の結果・分析は「大学評議会」や「FD研修会」等で報告され、次年度の教育課程編成の参考資料として活用されている。アンケート結果に基づく教員の改善内容は、学内のポータルサイト等を通じて学生に還元されており、学生の意見が大学運営に反映されていることを確認できる仕組みとなっている。

##### 5) ディプロマ・サプリメントおよびプレ・ディプロマ・サプリメントの活用

本学では、令和元（2019）年度より「ディプロマ・サプリメント」の発行を開始しており、在籍期間中に実施した各種アセスメントの結果をもとに、学生が有する能力を可視化し記録している。さらに、在学生に対して「プレ・ディプロマ・サプリメント」を半期ごとに配布しており、各種アセスメント項目の中間報告としての役割を担っている。これらは教員との面談等で活用されており、教育の可視化と質保証の一環として重要な役割を果たしている。

#### 6) 教学 IR を活用した全学的分析

教学 IR 部門は、「教育推進担当」内に設置され、入試制度、GPA 分布、資格取得状況、就職状況などに関する分析を実施している。たとえば、入学前課題と「プレースメントテスト」との相関分析により基礎学力講座の内容見直しが行われたり、選抜区分別の学生属性と学修成果の分析をもとに入試制度改革が検討されたりしている。これらの取り組みにより、教育課程全体の改善と質保証体制の強化が着実に進展している。

以上の通り、「学修成果の点検・評価」と「その結果に基づくフィードバック」の体制は整備され、特に教学 IR を活用したエビデンスに基づく教育改善が推進されている。また、評価結果は大学公式サイトで公表され、透明性も確保されていることから、本項目は満たされていると判断する。

### [基準 4 の自己評価]

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・建学の精神と教育理念に基づくディプロマ・ポリシー（DP）の策定・改定と、学生便覧等を通じた組織的な周知（4-1-①）。
- ・全学部における DP を踏まえた単位認定基準及び卒業認定基準の策定と、GPA 制度を通じた厳正な適用（4-1-②）。
- ・全学部におけるカリキュラム・マップを活用した CP と DP の一貫性の確保と、「保健医療学部」を含む 3 学部での体系的な教育課程編成（4-2-②, 4-2-③）。
- ・8 分野に体系化された教養教育科目と、リメディアル教育、データサイエンス教育の必修化による基礎力育成（4-2-④）。
- ・学科横断プロジェクト科目やフィールドワーク等のアクティブ・ラーニングの組織的な導入と、ICT を活用した教授法の工夫（4-2-⑤）。
- ・「アセスメント・プラン」に基づく多面的な学修成果の把握・評価と、教学 IR を活用した教育改善へのフィードバック体制の構築（4-3-①, 4-3-②）。
- ・「ディプロマ・サプリメント」等の発行による学修成果の可視化と、学生の自律的学修の促進（4-3-②）。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・改定された DP の内容が、学生・教職員にどの程度浸透し、実際の学修・指導に反映されているかの検証（4-1-①）。
- ・新設された「保健医療学部」における卒業認定プロセスの実運用に向けた準備（4-1-②）。

- ・学生の成長実感（DP 達成度）に基づいたカリキュラム・マップの検証と、教育課程編成見直しへのフィードバック強化（4-2-②）。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・新入生ガイダンスや FD 研修を活用し、DP の趣旨やシラバスとの関連性についての説明を徹底する（4-1-①）。
- ・「保健医療学部」の卒業認定審査体制・評価プロセスを計画通り構築し、厳正な運用を開始する（4-1-②）。

## 基準 5. 教員・職員

### 5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

#### ①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

#### ②権限の適切な分散と責任の明確化

#### ③職員の配置と役割の明確化

##### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

##### ◆学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか。

学長のリーダーシップ体制は、諸規程により確立されている。「学校法人文理学園組織規程」第 21 条において、学長は「日本文理大学を代表し、学務をつかさどり、所属教職員を統督する」と規定される。

学則第 11 条に基づく「大学評議会」は、「日本文理大学評議会規程」第 2 条により、学長が招集し議長を務める。この「大学評議会」は、学長、副学長、学部長等で構成され、専門スタッフやオブザーバーも加わることで多角的な議論と円滑な運営を支える体制となっている。審議事項は「教授会」を通じて全学で共有され、迅速な意思決定に繋げている。

また、学長直轄の組織として設置された「学長室」が、学長のリーダーシップを強力に補佐している。「学長室」は、大学の将来ビジョンに基づく中長期的な経営戦略の立案や、全学的な改革プロジェクトの推進、各部署間の調整機能を担い、学長の意思決定とリーダーシップの発揮を実務面から支える重要な役割を果たしている。

さらに、学長は「学校法人文理学園理事会」の理事として学園全体の運営に関与し、大学の代表として学園の意思決定に大学の意見を反映させる立場にある。これらの体制は、学長による有効かつ効率的な大学運営の基盤となっている。

以上の通り、学長の職務権限は「学校法人文理学園組織規程」等で明確に定められている。また、学長が議長を務める「大学評議会」の設置・運営や、「学長室」による補佐体制、および学長が理事として学園運営に参画する体制により、リーダーシップを適切に発揮できる体制は構築・整備されている。したがって、本項目は満たされていると判断する。

#### 5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

##### ◆大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

##### ◆教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

本学の意思決定体制は、学則第 11 条に定める「大学評議会」が中核を担う。「大学評議会」は、学長が議長を務め、副学長、学部長等の規程委員に加え、専門スタッフや多様なオブザーバーにより構成され、多角的な議論と円滑な運営を可能としている。学則第 11 条第 3 項に規定する 11 の重要事項について、大学評議員による合議を経て、大学としての責任ある意思決定を行っている。

この審議の実効性を高める補完的機関として、「学長室」と自己点検・評価組織として「自

己点検・評価委員会」及び「教学マネジメント委員会」を設置している。「学長室」は大学全体の中長期的改善課題を俯瞰的に捉え方策を練り、「自己点検・評価委員会」は教育研究および大学運営の現状を客観的に評価し、長所と課題を明確化して改善に向けた指針を提示し、「教学マネジメント委員会」は教学に係る諸課題を精査し方針を案出する。両者は関連議題について「大学評議会」に先立ち、論点整理と審議事項の取捨選択を担い、審議の素地を整える役割を果たしている。

権限の分散と執行の実効性を高めるため、平成 29（2017）年度より 2 名の副学長を設置し、それぞれが「学事・改革・地域連携」および「学務・教育・就職」の分野を所掌し、迅速な意思決定と多角的な視座を担保している。

教学運営においては、統治構造の各層で権限と責任を分掌する体制が築かれている。「大学院委員会」は、学則・規程の改廃、教員資格審査、学位論文審査、学生の入退学等、大学院教育の根幹に関わる諸事項について学長の諮問に応じ審議・具申する権限を有する。各学部には「教授会」が設置され、教育研究の重要事項、学生の入学・卒業、学位授与に加え、休学、復学、退学、除籍等の学籍異動や、停学、訓告等の賞罰についても学則に基づき審議し、学長に意見を述べる権能を持つ。さらに、学科単位の「教室会議」や事前調整の「主任会」も機能し、階層に応じた熟議の場が確保されている。

これら中核的組織に加え、全学的な「FD 委員会」「国際交流委員会」、各学部の「教務委員会」「就職委員会」「厚生補導委員会」等の各種専門委員会も規程に基づき設置され、所掌事項と責任が明確化されている。また、令和 4（2022）年度には「教学マネジメント委員会」を新設し、教学 IR 担当と連携して学修成果や教育効果の測定・分析を行い、教育活動の継続的な見直しを通じて教学の質保証体制を一層強化している。

以上の通り、「大学評議会」、「教授会」、「大学院委員会」、各種専門委員会の組織上の位置付けと役割は学則及び諸規程により明確に定められている。また、副学長職の設置により権限の分掌も図られており、本項目は満たされていると判断する。

### 5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

◆教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

◆職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

本学は、教育研究上の目的を達成するため、必要な事務体制を構築している。「学校法人文理学園組織規程」及び「学校法人文理学園事務組織の職務及び事務分掌規程」において、教育研究活動の管理運営を遂行するために必要な事務職員を適切に配置し、各部署の所管業務、事務分掌、職務権限を明確に定めた上で、定められた業務を遂行している。

大学運営においては、従来から事務職員も重要な役割を担ってきたが、令和 4（2022）年の大学設置基準改正の趣旨を踏まえ、その役割と教職員間の連携の在り方を学内規程等において改めて明確に位置づけた。具体的には、教学に関する重要委員会において、委員となる教員のみならず、関係事務部門の職員も構成員として配置し、専門的な意見を述べるものとして職務分掌に定めるなど、教職協働体制を制度的に強化している。

職員の採用に関しては、毎年大卒生を中心に募集を実施する一方、昨今の人材不足の影

響に対応するため、採用募集の年齢枠を拡大し、転職者を含めた若年層の獲得にも努めている。昇任については、対象者のスキルと業務遂行能力、及び経験年数を総合的に判断し実施している。

以上の通り、教育研究活動に必要な職員の配置と役割の明確化は規程に基づき適切に行われており、教職協働も推進されている。採用・昇任に関する方針の明文化という点において今後の更なる改善は見込まれるものの、現状においても能力や経験に基づいた運用がなされており、本項目は満たされていると判断する。

## 5-2. 教員の配置

### ①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

#### (1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

◆設置基準上必要な教員を確保し、適切に配置しているか。

◆教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

本学は、教育研究上の目的及び教育課程に即し、必要な教員を確保・配置している。学士課程の教員数は計 114 名（工学部 44 名、経営経済学部 37 名、保健医療学部 33 名）であり、大学院工学研究科（工学部教員が兼担、研究指導教員 21 名）も含め、各学部・学科・専攻において教授数、研究指導教員数ともに大学設置基準を満たしている。また、教職課程及び社会福祉士試験受験資格取得課程においても、それぞれ必要な教員数を配置し、基準を満たしている。「保健医療学部」においては、専任教員 27 名と助手 6 名の計 33 名に加え、医療専門技術者資格を持つ技術員 5 名が実験・実習等の支援を行う体制を整えている。

教員の採用及び昇任については、「学校法人文理学園教職員採用、資格変更規程」「日本文理大学教員資格審査委員会規程」「日本文理大学教員資格審査基準」及び「同内規」に明文化され、適切に運用されている。採用は、教育課程の見直しや教員の退職等で必要が生じた場合に、学科等の審議、学部長・教授会の承認、所定の決裁を経て公募（推薦・紹介含む）により実施する。応募者の審査は「教員資格審査委員会」が行い、模擬講義・面接等を通じて教授能力や教員適格性を厳格に審査し、「教授会」、「理事会」の承認を経て決定される。昇任も、教員からの申請に基づき、同委員会が諸基準（教育研究業績等）に基づき厳正に審査し、「教授会」、「理事会」の承認を経て認められる。

教育水準の維持のため、「教授会」において非常勤講師を含めた採用時の資格審査を厳密に行うとともに、「教員資格確認委員会」が全教員の資格要件を満たしているかを定期的に確認している。

また、教員の教育研究活動の実績は、「日本文理大学教育活動評価規程」及び「教育活動評価資料作成方法」に基づき評価される。学長、副学長、学部長等で構成される「教育活動評価委員会」が、教育、運営、自己評価（研究業績、社会・地域貢献含む）の 3 部門に

ついて、前年度の実績を数値（ポイント）で評価し、教員の諸活動の活性化、現状把握、理念実現のために活用している。

以上の通り、大学設置基準及び各資格課程に必要な教員は確保・配置されている。また、教員の採用・昇任に関する方針・規則は整備され、厳格な審査プロセスに基づき適切に運用されていることから、本項目は満たされていると判断する。

### 5-3. 教員・職員の研修・職能開発

#### ①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

#### ②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 5-3の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

##### (2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

◆教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

本学のFD活動は、「日本文理大学FD委員会規程」に基づき設置され、FD委員長が中心となって運営する「FD委員会」によって、組織的・計画的に企画・実施されている。同規程には委員会の構成や審議事項が規定され、適切に運営されている。本学では、学内教員による学び合いを重視した研修や、学外講師を招聘した研修、教職員が学外のFD研修に参加する試みも積極的に行われている。さらに、「おおいた地域連携プラットフォーム」のFD・SD事業ワーキンググループにも主体的に参画し、本組織内のFD研修や新任教員研修を本学施設も利用して実施するなど、学外組織とも密に連携している。

具体的な取組みとして、年に5～6回のFD研修会を継続的に開催しており、教員の参加率は非常に高い水準を維持している。研修テーマは、新任教員研修、教育教材の開発、アクティブ・ラーニング及びICT（情報通信技術）を活用した教育内容の改善、授業アンケートの結果報告、大学間連携FD活動に関する研修など、多岐にわたる。また、学内ネットワークに「FD活動推進のページ」を整備し、教員の教育研究活動に必要な情報を集約・共有している。加えて、研究・教育業績の整備と教員の教育力の振り返りを目的としたティーチング・ポートフォリオ研修の導入や、教員相互の情報共有と意見交換の推進、全教員がFD活動に取り組むための施策整備など、教育能力を高めるための実践的な方策を随時実施している。

以上の通り、FD委員会規程に基づき、FD委員会が組織的・計画的に年5～6回の研修を多様な形態（学内、学外連携等）で実施している。また、教員の参加率も高く、教育内容・方法の改善に向けた取組みは継続的に行われており、本項目は満たされていると判断する。

#### 5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

◆職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行って

るか。

本学は、職員の資質・能力向上を重要な課題と捉え、令和2(2020)年9月に「日本文理大学におけるSD実施方針等について」を制定し、人材育成目標、SD実施方針、SD実施計画を明文化して全学的な方向性を明確にしている。

SD活動は「SD委員会」が中心となり、毎年度初めに年度計画を審議し、計画的・体系的に展開している。令和5(2023)年度からは、オンライン研修プラットフォーム「e-JINZAI for university」を事務職員全員を対象に導入した。「SD委員会」が職務に応じた体系的な受講カリキュラムを策定し、受講履歴の可視化・管理機能を活用して個々の成長を把握し、組織全体の人材育成に役立てている。

オンライン研修に加え、対面式研修も実施しており、令和6(2024)年度には外部有識者を招き、高等教育政策やDXに関する最新動向を学ぶ研修を教職協働で実施し、部門間の共通理解と連携強化を図った。また、教員及び技術職員を対象としたハラスメント防止研修も定期的に行われ、健全な教育・研究環境づくりに努めている。年度末には、各種研修の受講状況を集計・分析し、「SD委員会」にて成果の検証と改善策の検討を行っている。

以上の通り、「SD実施方針」を制定し、「SD委員会」が中心となってオンラインと対面を組み合わせた研修を組織的・計画的に実施している。また、年度末には成果の検証も行っており、本項目は満たされていると判断する。

#### 5-4. 研究支援

##### ①研究環境の整備と適切な管理運営

##### ②研究倫理の確立と厳正な運用

##### ③研究活動への資源の配分

###### (1) 5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

###### (2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

###### ◆快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。

本学は、全ての専任教員に対し、大学設置基準に基づき空調、インターネット環境、什器、デスク等を備えた個人研究室を割り当てている。これに加え、工学部及び保健医療学部には必要に応じ実験室を、経営経済学部には共用のゼミ室や演習室を整備し、教育研究活動を支えている。

研究環境の維持管理については、専門的な部分は教員・学科と専門業者で対応し、電気・設備等の基盤設備は法人本部管理部、インターネット等の情報基盤は法人本部情報システム部門が支援する体制を整えている。また、研究環境の安全性確保のため、令和2(2020)年度から学内各建屋の耐震化工事を順次着手しており、令和10(2028)年度に完了する計画で推進している。

以上の通り、全専任教員への個人研究室の配備と、学部特性に応じた実験室・演習室の整備は行われている。また、基盤設備の支援体制が整い、耐震化工事も計画的に実行中で

あることから、研究環境の整備・活用に関する本項目は満たされていると判断する。

#### 5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### ◆研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。

本学は、平成 28 (2016) 年に「日本文理大学研究倫理規程」及び「日本文理大学研究倫理委員会規程」を制定し、研究倫理の確立に向けた体制整備を継続的に行っている。平成 30 (2018) 年以降は文部科学省のガイドラインに基づき、令和元 (2019) 年には研究費の不正使用に対応する「日本文理大学公的研究費に関する管理・運営規程」を、同年に経済産業省等の指針に基づき「日本文理大学安全保障輸出管理規程」を制定するなど、随時改訂と整備を進めてきた。令和 5 (2023) 年からは「おおいた経済安全保障ネットワーク」の構成員として、技術情報流出防止の対応強化も図っている。

これらの規程の遵守・運用体制は、学長を最高責任者、担当副学長を統括責任者とし、専門委員会が掌握、「産学官民連携推進センター」が遂行支援を行う形で確立している。

厳正な運用のため、規程制定時に全教職員が研究倫理研修を受講し、以降の入職者全員にも受講を義務付けている。また、研究費の不正使用に関しては毎年研修を実施し、安全保障輸出管理に関しても令和 2 (2020) 年度以降、適宜注意喚起を行っている。

以上の通り、研究倫理、公的研究費、安全保障輸出管理に関する主要な規則は整備されている。また、学長を最高責任者とする管理・支援体制のもと、新任教職員への倫理研修の義務化や公的研究費に関する年間研修が厳正に運用されていることから、本項目は満たされていると判断する。

#### 5-4-③ 研究活動への資源の配分

##### ◆研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA (Research Assistant) などの人的支援を行っているか。

##### ◆研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

本学の研究活動に対する資源配分に関しては、個人・部門にて申請を行い、査定のもと支援を行っている。研究資金は、管理・運営資金も含め各部署より予算申請が行われる。

研究費の資源配分として、個人研究費については「工学部」・「保健医療学部」で 22.5 万円、「経営経済学部」で 18 万円を上限とし、各教員が予算計画を立案、教室主任と学部長の承認を経て法人事務局に提出する規則が整備されている。「環境科学研究所」及び「マイクロ流体技術研究所」の研究予算（令和 7 (2025) 年度：環境科学研究所 200 万円、マイクロ流体技術研究所 330 万円）については、所長が立案した予算計画に対し、副学長をはじめとする幹部教職員のヒアリングを実施し、その結果を反映した修正を経て決定される。予算外の支出は原則として認められないが、必要な研究に限り法人決裁を経て認められる場合もある。これらに加え、学長裁量による「教育・研究改革推進事業」（教育改革事業、地域志向プロジェクト研究事業）の学内公募も実施し、選考の上で支援を行っている。

物的支援としては、令和 5 (2023) 年の「保健医療学部」設立にあたり研究棟を新設し、医療技術研究のための VR や最先端技術を応用した各種設備を大幅に導入・充実させた。

人的支援としては、研究の推進・支援を図るため、「産学官民連携推進センター」に認定

URA 及び専任の事務職員 2 名を配置している。

外部資金の導入努力として、同センターが研究支援組織となり、科研費を含む外部の競争的研究資金の申請及び執行に関する事務手続き等を一括して支援している。また、共同研究及び受託研究の獲得にあたっては、自治体や地域の産業振興機関との連携を密接に図り、企業等のニーズを日常的に調査している。さらに、令和 6（2024）年からは九州工業大学が展開する AI を用いた大学保有シーズとニーズのマッチングシステムにも参画し、広範囲から効率的に研究機会の創出を図るアプローチも強化している。

以上の通り、研究活動への資源配分（個人研究費、研究所予算）に関する規則は整備・運用されている。また、「保健医療学部」の新設に伴う設備等の物的支援、認定 URA と専任職員による人的支援も実施されている。加えて、外部資金導入の努力も「産学官民連携推進センター」を中心に組織的に行われており、本項目は満たされていると判断する。

### [基準 5 の自己評価]

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・学長直轄組織「学長室」の設置によるリーダーシップ補佐体制の強化と迅速な意思決定（5-1-①）。
- ・大学評議会、各種委員会による権限分散と、「教学マネジメント委員会」設置による教学 IR との連携強化（5-1-②）。
- ・大学設置基準改正を踏まえた教職協働体制の規程上の明確化と実践（5-1-③）。
- ・厳格な教員資格審査・昇任審査プロセスの確立と、教育活動評価制度の運用（5-2-①）。
- ・「FD 委員会」による多様な FD 研修の継続的実施と高い参加率（5-3-①）。
- ・「SD 実施方針」に基づく計画的な SD 活動と、オンライン研修（e-JINZAI）の導入による個別最適化（5-3-②）。
- ・「産学官民連携推進センター」への認定 URA 配置による外部資金獲得支援の強化と AI マッチングシステムの導入（5-4-③）。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・教員組織の高齢化への対応と、「保健医療学部」の計画的な教員補充（5-2-①）。
- ・外部資金（科研費、共同研究等）の獲得件数・金額の更なる増加（5-4-③）。

#### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・若手教員の採用配慮と、「保健医療学部」の退職予定者補充計画を確実に実行する（5-2-①）。
- ・企業連携や AI マッチングシステム等の積極活用により外部資金獲得を推進する（5-4-③）。

## 基準 6. 経営・管理と財務

### 6-1. 経営の規律と誠実性

#### ①経営の規律と誠実性の維持

#### ②環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

◆組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実に行っているか。

◆法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。

◆法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。

本学園は、「学校法人文理学園寄附行為」において教育基本法及び学校教育法の遵守を掲げ、「理事会」、「評議員会」、監事を設置し、堅実に運営している。寄附行為に基づき、「理事会」は理事 5 人以上 7 人以内、「評議員会」は評議員 6 人以上 8 人以内で組織され、議長、成立要件（過半数の出席）、議事（出席者の過半数）、議事録の作成・署名押印（理事会は出席理事・監事、評議員会は議長・互選評議員 2 名・出席監事）・事務所への備付に至るまで厳格に定め、運用している。監事は 2 人以上 3 人以内を置き、役員等の近親者以外から評議員会の決議によって選任し、独立性を確保している。

組織倫理については、「学校法人文理学園倫理規程」を制定し、第 1 条において、職務執行の公正さと社会の疑惑や不信を招く行為の防止を図り、社会の信頼確保を目的として明示している。

法人の業務の適正を確保するため、令和 7（2025）年 3 月の理事会にて「内部統制システム整備の基本方針」が承認され、同年 4 月より施行した。この基本方針に基づき、全教職員へ通知するとともに、「学校法人文理学園理事会運営規程」「同 評議員会規程」「同 コンプライアンス推進規程」「同 内部監査規程」「同 リスク管理基本規程」を新たに制定した。併せて、「同 公益通報に関する規程」「同 監事監査規程」「同 財務情報閲覧規程」「同 文書保存規程」「同 文書取扱規程」の見直しも行い、経営の規律と誠実性を維持する体制を体系的に強化した。

情報の公表については、法令の遵守および「教学マネジメント指針」の趣旨を踏まえ、教育の質保証に資する情報を継続的かつ適切に公表している。具体的には、学校教育法第 109 条および第 113 条、ならびに施行規則第 172 条の 2 の規定に基づき、教育研究活動の状況や自己点検・評価の結果、三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）、組織構成、教員情報、学位および業績、学生数や就職状況、授業計画および成績評価、施設・設備、修学支援体制など、教育活動に関わる基本情報を公式ウェブサイトにて公表している。

さらに、本学は「教学マネジメント指針」に基づき、情報公表の質的向上にも注力している。学生アンケートの結果や学修成果に関するデータなど、教学マネジメントの基盤となる情報を体系的に収集・分析し公開している。学修成果については、アセスメント・ポ

リシーおよびアセスメント・プランに則り、学位授与方針に基づく到達目標の達成状況や卒業研究、資格取得、進路実績等の情報を収集・分析し公表している。また、入学者選抜に関する情報についても、「教学マネジメント指針（追補）」に則り、合否判定方法やその基準、試験問題および解答・解答例、受験者数、合格者数、入学者数等を公表し、受験者や高等学校関係者に対する透明性を確保している。情報の「分かりやすさ」にも配慮し、大学公式サイトでは利用者の属性や関心に応じた情報の分類を実施しており、アクセスしやすい設計となっている。トップページには主要情報へのリンクを配置し、在学生、保護者、受験生、卒業生、地域社会および企業など、多様な関係者のニーズに的確に応えている。

以上の通り、寄附行為に基づく理事会・評議員会・監事の体制は堅実に運営されている。また、「倫理規程」の整備に加え、令和 7（2025）年度からは「内部統制システム整備の基本方針」及び関連規程も施行・整備された。情報の公表についても、法令及び教学マネジメント指針に基づき、学修成果や入学者選抜情報を含めて詳細かつ適切に行われており、経営の規律と誠実性を維持する体制は整備されていることから、本項目は満たされていると判断する。

## 6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

◆環境や人権について配慮しているか。

◆学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。

本学は、環境、人権、安全の各側面において、配慮と体制整備を継続的に図っている。

環境保全への配慮として、平成 20(2008)年より毎年 5 月から 10 月までを「ノーネクタイ期間」と設定し、教職員・学生の環境保全意識の醸成に努めている。また、健康増進法に基づきキャンパス内の全建物内を禁煙とするとともに、平成 30(2018)年の同法改正を受け、令和元(2019)年 7 月には一部の「特定屋外喫煙場所」を除き多くの屋外喫煙所を廃止し、受動喫煙防止を一層強化している。さらに、カーボンニュートラルに向けた取り組みとして、節電や照明の LED 化を推進するとともに、「おおいたグリーン事業者（脱炭素部門）」の認証を令和 6（2024）年に取得している。学内美化活動やノー残業 Day の実施もこれら環境保全意識の向上に寄与している。

人権への配慮としては、ハラスメント防止体制の強化を図っている。令和 4 年(2022)年に「学校法人文理学園ハラスメント防止規程」を制定し、令和 7(2025)年には「学校法人文理学園ハラスメント及び性暴力等防止規程」へと改定、対応範囲を拡大した。これらの規程の実効性を担保するため、適切な対応体制を整えている。また、教職員の全体研修をオンライン講座の活用も考慮し実施しているほか、平成 28(2016)年施行の「障害者差別解消法」に対応し、学内の対応窓口設置や関連規則の制定も順次整備した。個人情報保護についても、関連規則を整備し、適正な管理・運用に努めている。

安全・衛生管理体制については、学校医の委嘱、保健室への保健師・看護師の配置体制を構築している。具体的な業務として、学生・教職員への定期健康診断と事後フォロー、感染症対策を適正に実施する。加えて、教職員のメンタルヘルス対応として、平成 25(2013)年からのストレスチェック制度義務化に伴い体制を整え、全教職員対象のストレスチェッ

クと高ストレス者への医師面接勧奨を行うプロセスを確立している。

学内外に対する危機管理体制の整備も継続的に強化している。安全確保に関しては、「日本文理大学防火管理（消防）規程」（昭和 44（1969）年）及び「学校法人文理学園保安並びに危機管理規程」（平成 17（2005）年）を整備している。加えて、平成 19（2007）年の文部科学省通達を受け「日本文理大学危機管理基本マニュアル」を制定し「危機管理委員会」を設置した。近年の多様な危機に対応するため、平成 29（2017）年に「日本文理大学危機管理対策規則」、令和 7（2025）年に「学校法人文理学園リスク管理基本規程」を制定し、体制の逐次強化を図っている。外部連携として、平成 29（2017）年に大分市等と「災害時に係る協力体制に関する協定」を締結した。さらに、構内主要施設への AED・ノロウイルス用嘔吐物処理セットの設置、職員・学生への救急救命・AED 研修も実施し、実効性の確保に努めている。防災への備えとして、新入生を対象とした教職員合同の避難訓練を毎年実施しているほか、学外にある部活動施設においても年 1 回の防火訓練を実施し、緊急時への対応力を高めている。

以上の通り、環境保全への配慮（分煙化、カーボンニュートラル認証等）、人権尊重（規程整備・研修、障害者差別解消法・個人情報保護対応）、安全衛生体制（健康診断、ストレスチェック）、危機管理体制（規程整備・強化、災害協定締結、避難訓練実施）の適切な整備・運用はなされている。学生等への緊急連絡システムの更なる改善・充実という課題はあるものの、全体として本項目は満たされていると判断する。

## 6-2. 理事会の機能

### ①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### ②使命・目的の達成への継続的努力

##### (1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

##### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

◆使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能しているか。

◆理事会の運営を適切に行っているか。

◆理事の選任を適切に行っているか。

本法人は、「学校法人文理学園寄附行為」に基づき、使命・目的の達成に向けた意思決定体制を整備している。役員構成は、寄附行為により理事 5 人以上 7 人以内、監事 2 人以上 3 人以内と定められている。

理事の選任は、寄附行為第 7 条に基づき「評議員会」を選任機関と明確に定めている。その上で、「学校法人文理学園評議員会運営規程」第 6 条において、第 1 号理事として「学長（校長）のうちから評議員会にて選任した者 1 名」、第 2 号理事として「学園教職員のうちから選任した者 2 人以上 3 人以内」、第 3 号理事として「学識経験者のうちから選任した者 2 人以上 3 人以内」という具体的な構成を規定し、これに基づき適切に選任している。

監事についても、寄附行為第 23 条に「監事は評議員会の決議によって選任する」と定め、「学校法人文理学園評議員会運営規程」第 12 条で選任資格を規定しており、寄附行為に沿った適任者を選任している。

法人の最高意思決定機関である理事会は、寄附行為第 20 条及び「学校法人文理学園理事会運営規程」第 4 条第 2 項に定める「あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない」事項をはじめ、学園及び設置校の事業計画等の重要事項について審議・決定する役割を担っている。運営面では、5、8、11、12、2、3 月の年 6 回の定例会と、必要に応じた臨時会の開催を予定しており、毎回監事 2 人も招集され、その職務を全うする体制が整えられている。また、理事が出席できない場合においても、寄附行為第 20 条第 4 項の「理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる」との規定に基づき、議案議決に関する意思表示書を提出することが可能であり、常に理事全員の意思が反映される形で適切に運営されている。

以上の通り、寄附行為・規程に基づき理事・監事は適切に選任されている。また、「理事会」は年 6 回の定例会を書面参加等も活用して適切に運営され、使命・目的達成のための重要事項を審議・決定する体制は整備・機能していることから、本項目は満たされていると判断する。

#### 6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

##### ◆大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしているか。

本法人は、大学の使命・目的を達成するため、寄附行為に基づき最高意思決定機関である「理事会」及び諮問機関である「評議員会」を定期的・随時開催し、経営の重要事項を審議している。また、法人運営組織として「総務部」、「経理部」、「管理部」、「広報部」、「情報システム担当」を設置し、意思決定の執行体制を整えている。

この体制のもと、使命・目的実現への継続的努力として、毎年度、前年度の事業結果を総括した「事業報告書」を作成し、それを次年度の「事業計画書」に反映させている。これら計画書等は全教職員に周知され、全学的な目的実現の基盤となっている。

以上の通り、「理事会」・「評議員会」の定期的開催、事務組織の整備、並びに「事業報告書」・「事業計画書」の作成・周知といった、大学の使命・目的を達成するための継続的な努力は行われている。したがって、本項目は満たされていると判断する。

#### 6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

##### ①法人の意思決定の円滑化

##### ②評議員会と監事のチェック機能

###### (1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

###### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-3-① 法人の意思決定の円滑化

##### ◆意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか。

◆教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。

本学は、法人の意思決定を円滑化するため、「理事会」と「評議員会」の意思疎通と連携を確保する体制を整備している。「理事会」には理事長、学長、副学長及び学園事務局長が理事として就任している。また、「評議員会」については、「学校法人文理学園評議員会運営規程」第 28 条に基づき、理事長が出席し評議員からの説明要請に応じること、及び監事が出席し必要に応じて意見を述べる事が規定されており、法人の主要役員が両会議に実質的に参加することで連携を図っている。

教職員の提案等をくみ上げる仕組みとしては、複数の会議体が機能している。まず、学長の諮問機関である「大学評議会」は、学長を議長とし、「日本文理大学学則」に定める構成員により学則及び学内規則の制定改廃をはじめ大学運営の重要事項を審議する。「日本文理大学評議会規程」第 3 条第 3 項に基づき、学長は評議員以外の教職員をオブザーバーとして出席させ、意見を求めることが可能である。この規定に基づき、進路開発センター長、人間力育成センター長、FD 委員長等の主要な教学組織の長、学長室長、教育推進担当責任者に加え、理事長、学園事務局長（大学事務本部長兼務）、さらには平成 27（2015）年 12 月からは監査機能向上のため学園監事も参加し、学園と大学との審議と組織運営の充実化・円滑化を図っている。「大学評議会」は毎月第 3 水曜日に定例会を、その他必要に応じ臨時会を開催している。

さらに、概ね 2 週間に一度開催する「大学管理運営打合せ会」には、学長、副学長、学部長及び大学事務本部長といった教学・事務部門の責任者が参加し、情報の共有化を図るとともに、教職員からの情報や提案をくみ上げる実質的な場として機能している。事務部門間においても、学園、法人本部、各設置校の事務室が参加する「業務推進会議」を毎月 1 回開催し、当月の実施報告及び懸案事項について情報共有を図り、連携を密にしている。

以上の通り、規程により「理事会」と「評議員会」の意思疎通・連携（理事長・監事の出席）は図られている。また、「大学評議会」のオブザーバー制度や「大学管理運営打合せ会」により、教職員の提案等をくみ上げる仕組みも整備・機能している。したがって、本項目は満たされていると判断する。

### 6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

◆評議員の選任を適切に行っているか。

◆評議員会の運営を適切に行っているか。

◆監事の選任を適切に行っているか。

◆監事は、監事の職務を適切に行っているか。

本学は、評議員及び監事の選任・運営について、規程に基づき適切に実施している。

評議員の選任は、「学校法人文理学園寄附行為」及び「学校法人文理学園評議員会運営規程」に基づき適切に行われている。構成は、第 1 号評議員（学園の職員：1 名以上 2 名以内）、第 2 号評議員（学園の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者：2 名）、第 3 号評議員（学識経験者：3 名以上 4 名以内）と規程され、特に第 2 号評議員については、「学校法人文理学園校友会」から選出している。「評議員会」は、寄附行為で定められた諮問事項を確実に諮るなど適切に運営されており、評議員が出席できない場合でも、事前に

配布された資料に基づき意思表示書を提出することで、議案の決議に参加できる体制を確保している。

監事も、「学校法人文理学園寄附行為」の第 23 条の規定により、適正かつ適任者が選任されている。監事は、寄附行為第 29 条に定められた職務を遂行するため、年 1 回の監査を実施するほか、毎回「理事会」及び「評議員会」に出席している。さらに、監査機能の強化策として、「第 2 期中長期改善施策」以降は毎年度末に開催される審査会に学外理事 1 名とともに監事 2 名ともが出席し、各担当からの報告に対して意見具申や問題点の指摘を行っている。加えて、平成 27(2015)年度からは、大学の教学面における審議機関である大学評議会にも、監事が常時オブザーバーとして参加する体制を整えている。

以上の通り、評議員及び監事の選任は寄附行為及び関連規程に基づき適切に行われている。また、「評議員会」は適切に運営され、監事は「理事会」・「評議員会」・「大学評議会」等への出席を通じてその職務を適切に行っており、本項目は満たされていると判断する。

#### 6-4. 財務基盤と収支

##### ①財務基盤の確立

##### ②収支バランスの確保

##### ③中期的な計画に基づく適切な財務運営

###### (1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

###### (2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 6-4-① 財務基盤の確立

###### ◆大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。

本法人は、大学運営に必要な財務基盤を確立している。予算編成は「予算編成基本方針」に基づき、教育研究の資質向上と環境整備の充実を図るものとして策定し、全教職員へ発信している。

財務状況は、純資産構成比率が約 96%と極めて高い水準にあり、借入金はなく総負債比率も約 4%と低位に抑えられている。さらに、200 億円を超える有価証券等の金融資産を保有しており、極めて安定した財務基盤を有している。また、「資金運用規程」に沿った「資金運用計画」を策定し、継続的な安定運用に努めている。

以上の通り、純資産構成比率約 96%、借入金なし、総負債比率約 4%、200 億円超の金融資産という現状は、大学を運営するために必要な財務基盤を確立していることを示している。したがって、本項目は満たされていると判断する。

##### 6-4-② 収支バランスの確保

###### ◆収入と支出のバランスが保たれているか。

###### ◆外部資金の導入の努力を行っているか。

本学の収支は、令和 2 (2020) 年度までは教育活動資金収支の黒字を維持していたが、令和 3 (2021) 年度以降は定員充足率の低下等を主因として赤字が継続している。この状

況に対し、収入確保の一環として外部資金の導入を「中長期改善施策」に基づき組織的に推進している。具体的には、研究面では「産学官民連携推進センター」が科研費や共同研究等の獲得を、運営面では「学長室」が大学改革と連動した「私立大学等改革総合支援事業」等の各種補助金獲得を、それぞれ進めている。

以上の通り、「産学官民連携推進センター」及び「学長室」による外部資金の導入努力は組織的に継続している。令和3（2021）年度以降の定員充足率の低下等による赤字は課題として認識しつつも、組織的な改善努力を行っていることから、本項目は満たされていると判断する。

#### 6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

##### ◆中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。

本法人は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの「第4期中長期改善施策」を策定し、「収容定員充足率100%、事業活動収支の黒字化」を主な目標として掲げている。各年度の予算編成は、この中長期計画に沿って各部署・設置校からの申請に基づき行われている。

前計画の「第3期中長期改善施策」（令和元（2019）～5（2023）年度）においても、「選ばれる大学づくり」の理念のもと、収容定員充足と事業活動収支黒字化を目指す収支改善計画を立案し、教育充実費の値上げ、外部資金獲得の推進、特待生継続審査の厳格化による奨学費抑制等の施策に取り組んだ。また、耐震化対応を含むキャンパス改修計画（大在スマートキャンパスプロジェクト）についても、「法人本部管理部」、「学長室」等が連携し計画的に遂行している。

以上の通り、第3期から第4期へと一貫して「収容定員充足」と「事業活動収支黒字化」を目標に掲げた中長期計画及びそれに裏付けられた収支改善計画を策定し、それに基づき予算編成やキャンパス改修計画を遂行している。第3期計画において赤字構造を解消しきれず、収支黒字化が第4期への継続課題となっている点は認識しているものの、中長期計画に基づく適切な財務運営は図られていることから、本項目は満たされていると判断する。

#### 6-5. 会計

##### ①会計処理の適正な実施

##### ②会計監査の体制整備と厳正な実施

###### (1) 6-5の自己判定

「基準項目6-5を満たしている。」

###### (2) 6-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-5-① 会計処理の適正な実施

##### ◆学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。

##### ◆予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。

本学は、「学校法人会計基準」及び「学校法人文理学園会計規程」をはじめとする学内諸規程に準拠し、適正な会計処理を厳格に実施している。会計処理上の判断が難しい事項に

については、公認会計士に随時相談し、指導・助言に基づき適切な処理を行う体制を整えている。

予算編成は「予算編成基本方針」に基づき、各部署からの申請、ヒアリングを経て、「理事会」及び「評議員会」の承認により成立するプロセスを確立している。予算外の計画についても、都度原議書決裁を受けて執行する。また、予算と決算額が著しく乖離する科目については、年度末（3月）の「理事会」及び「評議員会」にて補正予算を編成し承認を得ることで、会計処理の適正性を確保している。

以上の通り、「学校法人会計基準」及び学内規程に基づく適正な会計処理は実施している。また、予算と著しく乖離する科目については補正予算を編成し承認を得るなど、適正な処理を行っており、本項目は満たされていると判断する。

### 6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

◆会計監査人の選任を適切に行っているか。

◆会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

本法人では、会計監査人を法令に基づき「評議員会」の決議によって適切に選任している。「私立学校法」に基づき、会計監査人による監査を期中及び期末の年 5 回、厳正に実施している。これに加え、外部者 2 名を含む監事が、経理のみならず業務全般の監査を実施し、決算期には「監査報告書」を作成している。

監事は「理事会」及び「評議員会」へ常時出席するとともに、会計監査人は監事へ監査内容を報告している。また、公認会計士との意見交換会も実施し、監査機能間の連携を図っている。補助金等に関しては、「企画業務室」による内部監査も行っている。

以上の通り、会計監査人は評議員会において適切に選任されており、会計監査人監査、監事監査、内部監査から成る監査体制は整備され、厳正に実施されている。三者間連携の更なる強化という改善点は認識しているものの、現状においても法令に基づいた適切な監査体制が機能しており、本項目は満たされていると判断する。

#### [基準 6 の自己評価]

##### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・「内部統制システム整備の基本方針」及び関連規程の施行による経営規律・誠実性維持体制の強化（6-1-①）。
- ・「おおいたグリーン事業者（脱炭素部門）」認証取得などのカーボンニュートラル推進や、ハラスメント防止規程の改定等の環境・人権への配慮（6-1-②）。
- ・寄附行為に基づく「理事会」・「評議員会」の適切な運営と、書面参加等による確実な意思決定プロセスの確立（6-2-①）。
- ・中長期改善施策に基づく「事業報告書」「事業計画書」の連動と全教職員への周知（6-2-②）。
- ・「大学評議会」へのオブザーバー参加制度や「大学管理運営打合せ会」による、教職員の意見をくみ上げる仕組みの整備（6-3-①）。
- ・監事による「大学評議会」や中期計画審査会への参加を通じた監査機能の実質化・強化（6-3-②）。

- ・純資産構成比率約 96%、借入金なしという極めて強固で安定した財務基盤の確立（6-4-①）。
- ・「予算編成基本方針」に基づく適正な予算管理と、年度末補正予算による会計処理の適正化（6-5-①）。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・新たに整備された内部統制システム及び各種規程の実効性検証と定着化（6-1-①）。
- ・学生等への緊急連絡システムの更なる改善・充実（6-1-②）。
- ・監事の意見・指摘を大学の教学改善へ実質的に反映させる仕組みの機能強化（6-3-②）。
- ・定員充足率の低下による教育活動資金収支の赤字是正と、事業活動収支の黒字化（6-4-②, 6-4-③）。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・内部監査の計画的実施と、コンプライアンス意識定着のための研修を実施する（6-1-①）。
- ・震災経験を踏まえ、学生等への緊急連絡システムの導入・充実を推進する（6-1-②）。
- ・監事の指摘事項を関係部署と共有し、教学運営等の継続的な改善に繋げる（6-3-②）。
- ・「第 4 期中長期改善施策」に基づき、募集広報強化や魅力ある大学づくりを推進し、定員充足と収支黒字化を目指す（6-4-②, 6-4-③）。

#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 知の拠点としての地域共創

##### A-1. 地域社会との共創による価値創造

- ①地域課題解決を起点とした実践的教育研究の展開
- ②産学官連携によるイノベーション創出と社会実装
- ③知の循環拠点としての生涯学習・リスクリング機能

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 地域課題解決を起点とした実践的教育研究の展開

◆地域をフィールドとした教育研究活動を組織的に展開し、地域課題の解決に寄与しているか。

◆学生が地域社会の一員として課題解決に参画し、実践的な能力を育成しているか。

本学は、建学の精神である「産学一致」および教育理念の一つである「社会・地域貢献」に基づき、地域社会全体を「学びのフィールド」と捉え、地域と共創する実践的な教育研究を展開している。

この取り組みの基盤となっているのが、文部科学省「地（知）の拠点整備事業（COC 事業）」の採択を契機に確立された全学的な「地域志向教育」カリキュラムである。特に、初年次必修科目である「社会参画入門」および「社会参画実習」では、自治体や住民と対話しながら地域の課題を発見し、その解決策を提案・実行する PBL(Project Based Learning) を実施している。

また、具体的な活動として大分県内市町村との包括連携協定に基づき、佐伯市における豊後大野市での空き家再生プロジェクト、竹田市での観光振興支援など、多岐にわたるプロジェクトが進行中である。これらの活動において、学生は工学、経営・経済学、保健医療学の専門知識を活かしつつ、多様なステークホルダーとの協働を通じて、課題設定能力やコミュニケーション能力、倫理観といった「人間力」を実践的に養っている。

また、教員の研究活動においても、地域課題をテーマとした研究を推奨し、その成果を地域に還元するサイクルを構築している。これら教育と研究の両輪による地域へのアプローチは、地域の活性化に寄与すると同時に、大学が地域における「知の拠点」としての役割を果たすための重要な基盤となっている。

さらに、これらの活動を通じて蓄積された知見やノウハウは、学内の教育改善（FD）にフィードバックされ、教育プログラムの質の向上に繋がられている。地域社会との共創を通じて、学生・教員・地域住民が共に学び合い、成長する「知の循環」が生まれている。

以上の通り、自治体等との強固な連携のもと、地域課題解決を起点とした教育研究活動が組織的に展開され、学生の実践的能力育成と地域貢献の両面で成果を上げている。したがって、本項目は満たされていると判断する。

### A-1-② 産学官連携によるイノベーション創出と社会実装

◆地域の産業界や行政と連携し、研究成果に基づくイノベーション創出に取り組んでいるか。

◆大学の知見や技術を社会実装し、地域産業の高度化や新たな価値創造に貢献しているか。

本学は、工学、経営・経済学、保健医療学の専門性を活かし、地域産業の課題解決とイノベーション創出に向けた産学官連携を推進している。「産学官民連携推進センター」がワンストップ窓口となり、企業の技術相談や共同研究のニーズに迅速に対応する体制を整えている。

その具体的な成果として、大分県工業連合会や大分県 LSI クラスタ形成推進会議との連携による「おおいたテクノピッチ」の開催が挙げられる。このイベントでは、工学部の学生が地域のものづくり企業の技術力や魅力を直接学ぶ機会を提供するとともに、企業側にとっても将来の人材確保や技術シーズの発掘に繋がる場となっており、産学連携による人材育成と産業振興の好循環を生み出している。

特に注力しているのが、大分県が推進する戦略産業分野への貢献である。「宇宙港（スペースポート）」構想やドローン産業の振興に対し、航空宇宙工学科を中心とした技術開発、実証実験フィールドの提供、および専門人材の育成において中核的な役割を担っている。また、「環境科学研究所」や「マイクロ流体技術研究所」においては、カーボンニュートラル（GX）に資する環境技術や、次世代医療デバイスの開発など、先端的な研究シーズの社会実装を目指した共同研究が進められている。これらの取り組みは、地域産業の高度化だけでなく、新たな産業の創出にも寄与しており、地域の経済発展に貢献している。

これらの取り組みは、単なる技術移転に留まらず、地域企業との「共創」を通じて新たなビジネスモデルや社会的価値を生み出すことを目指している。

以上の通り、「おおいたテクノピッチ」等の具体的な連携事業や、「産学官民連携推進センター」を中心とした組織的な体制のもと、地域の戦略産業や社会的課題に対応した共同研究・受託研究が活発に行われており、イノベーション創出と社会実装に向けた取り組みが着実に進展している。したがって、本項目は満たされていると判断する。

### A-1-③ 知の循環拠点としての生涯学習・リスキリング機能

◆地域住民や社会人に対し、多様な学習機会を提供し、知の循環を促進しているか。

◆大学のリソースを開放し、地域のウェルビーイング向上や人材育成に寄与しているか。

人生 100 年時代を迎え、知のアップデートが求められる中、本学は地域における「知の循環拠点」としての機能を強化している。「NBU 公開講座」では、健康、防災、環境、歴史文化、航空宇宙など、本学の多様な知見を活かした講座を開講し、幅広い世代の地域住民に学習機会を提供している。特に、「保健医療学部」の開設以降、地域住民の健康寿命延伸やウェルビーイング向上に資する講座を拡充し、高い関心を集めている。これらの講座は、地域住民の知的好奇心を満たすだけでなく、健康増進や生活の質の向上にも寄与している。

また、社会人の学習ニーズに対応するため、科目等履修生制度を活用し、本学の正規授業を社会人に開放している。これにより、職業上のスキルアップや教養の深化を目指す社会人が、大学の専門教育を受ける機会を確保している。

さらに、大学図書館やスポーツ施設の地域開放、キャンパス内イベントの開催などを通じて、大学を地域コミュニティの核として位置づけ、住民との交流を促進している。これらの活動は、大学の知を地域に還元するだけでなく、地域からのフィードバックを大学の教育研究に活かす「双方向の知の循環」を形成する取組みである。

以上の通り、公開講座の実施や科目等履修生制度による学習機会の提供、施設開放等を通じて、地域社会に対して多様な学習機会と交流の場を提供しており、知の循環と地域のウェルビーイング向上に貢献している。したがって、本項目は満たされていると判断する。

### **【基準 A の自己評価】**

#### **(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み**

- ・ 県内市町村との包括連携協定に基づく、全学的かつ組織的な地域連携活動の展開と、学生主体の PBL による地域課題解決の実績 (A-1-①)。
- ・ 「おおいたテクノピッチ」の開催等に見られる、地域産業界との密接な連携による実践的な技術教育とキャリア形成支援 (A-1-②)。
- ・ 「人間力育成センター」と「産学官民連携推進センター」の連携による、教育と研究の両面からの地域アプローチの確立 (A-1-①, A-1-②)。
- ・ 航空宇宙、マイクロ流体、環境科学等の強みを活かした、大分県の戦略産業（宇宙・ドローン・環境）への技術的・人的貢献 (A-1-②)。
- ・ 保健医療学部開設を機とした、地域住民の健康増進・ウェルビーイング向上に資する公開講座等の拡充 (A-1-③)。

#### **(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など**

- ・ 地域連携活動が学生の資質能力（コンピテンシー）の向上に与える効果の定量的・定性的な検証と可視化 (A-1-①)。
- ・ 共同研究等の成果を、より具体的な事業化や社会的インパクト（地域の経済効果等）に繋げるための出口戦略の強化 (A-1-②)。
- ・ 社会人のリスキリング需要に対応した、より体系的な教育プログラム（履修証明プログラム等）の開発 (A-1-③)。
- ・ 地域連携活動への参加が一部の教員や学生に偏る傾向の是正と、全学的な参画意識の醸成 (A-1-①)。

#### **(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定**

- ・ 教学 IR と連携し、地域連携 PBL を通じた学生の成長を測定する評価指標（ルーブリック等）を確立・運用する (A-1-①)。
- ・ 自治体、産業支援機関、金融機関等との連携プラットフォームを強化し、研究シーズの事業化・社会実装を加速させる支援体制を構築する (A-1-②)。
- ・ DX や GX など社会的要請の高い分野において、社会人が体系的に学べるプログラムの開発を検討する (A-1-③)。
- ・ 教員評価制度における社会貢献活動の評価比重の見直しや、学生へのインセンティブ付与（単位認定の拡充等）により、全学的な活動参加を促進する (A-1-①)。

## 基準 B. 高大接続と学びの連続性

### B-1. 高大接続改革と探究学習支援

- ①信頼関係に基づく組織的な連携体制の構築
- ②探究学習支援を通じた主体的な学びの育成
- ③接続教育によるスムーズな移行と意欲の維持

#### (1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

#### (2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### B-1-① 信頼関係に基づく組織的な連携体制の構築

◆高等学校との連携協定を締結し、組織的・継続的な交流を行っているか。

◆高校教員との対話を通じ、教育内容や入試制度の相互理解を深めているか。

本学は、「知の総和」向上の観点から、中等教育から高等教育への円滑な接続（高大接続）を極めて重要視している。地域の高等学校との強固な信頼関係に基づき、相互の教育活動の活性化を図るため、地域のニーズに応じた連携協定を締結している。

具体的なエビデンスとして、本学は文部科学省「地（知）の拠点整備事業（COC 事業）」に採択された実績があり、この活動を契機に地元大分および九州圏内の高校との連携を強化し、高校訪問担当者を増員して高校現場との対話を重ねてきた実績がある。COC 事業終了後も、その成果を引き継ぐ形で「おおいた地域連携プラットフォーム」の活動に参画し、地域全体で高等教育へのアクセス確保と質的向上に取り組む体制を継続・強化している。

特に、併設校である日本文理大学附属高等学校とは「7 年一貫教育」を見据えた密接な連携体制を構築しており、教員の相互派遣、合同研修、施設共用、単位互換の試行などを通じて、教育内容の連続性を担保している。

また、高校教員との情報交換会や入試説明会を定期的に行い、大学の教育内容や入試制度、学生の様子などを丁寧に説明するとともに、高校側のニーズや要望を聴取している。これらの対話を通じて、高校教育と大学教育の接続における課題を共有し、解決策を共に模索する体制を築いている。

これらの組織的な連携は、単なる学生募集の手段に留まらず、高校教育の改革（新学習指導要領への対応など）を大学側が深く理解し、大学教育の改善（初年次教育の見直し等）に繋げるための重要なチャンネルとして機能している。

以上の通り、地域のニーズに応じた連携協定に基づく組織的な交流と、「おおいた地域連携プラットフォーム」等の継続的な活動を通じて、相互理解と信頼関係を基盤とした高大連携体制が構築されている。したがって、本項目は満たされていると判断する。

##### B-1-② 探究学習支援を通じた主体的な学びの育成

◆高校生の「総合的な探究の時間」を支援し、課題発見・解決能力の育成に寄与しているか。

◆大学の教育研究資源を活用し、高校生の知的好奇心やキャリア意識を高めているか。

高校の新学習指導要領で必修化された「総合的な探究の時間」に対し、本学は「知の拠点」としてのリソースを最大限に活用した支援を行っている。工学、経営・経済学、保健

医療学の各分野の専門教員が高校に出向き、探究課題の設定や研究手法の指導、データ分析のアドバイス、成果発表への助言を行っている。また、大学の実験・実習施設を開放し、高校の設備では実施困難な高度な実験や分析をサポートすることで、高校生の探究活動を深化させている。

さらに、出張講義においては、SDGs、地域創生、DX、航空宇宙など、現代社会の課題に関連した最先端のテーマを提供し、高校生が社会課題への関心を深め、自身のキャリアを考えるきっかけを提供している。具体的なエビデンスとして、令和6（2024）年度には延べ4校に対して6回の出張講義を実施しており、多くの高校生に学習機会を提供した。オープンキャンパス等のイベントにおいても、単なる説明会ではなく、大学生との対話やPBL（課題解決型学習）体験を取り入れ、大学での「学びのスタイル（能動的学修）」を実感できるプログラムを展開している。

これらの取り組みは、高校生の主体的な学びを引き出し、大学教育で求められる資質・能力の素地を育むとともに、ミスマッチのない進路選択を促進している。高校生が大学での学びを具体的にイメージし、学習意欲を高める効果も確認されている。

以上の通り、探究学習支援や出張講義、体験型プログラムなどを通じて、高校生の主体的な学びとキャリア形成を多角的に支援しており、高大接続における教育的貢献を果たしている。したがって、本項目は満たされていると判断する。

### B-1-③ 接続教育によるスムーズな移行と意欲の維持

◆入学予定者に対し、大学での学びに必要な基礎学力や学習習慣を維持・向上させる教育を実施しているか。

◆アドミッション・ポリシーに基づき、高校教育と大学教育の接続を実質化しているか。

「学修者本位の教育」を実現するためには、入学前の段階から学習意欲と基礎学力を維持・向上させる接続教育が不可欠である。本学では、総合型選抜や学校推薦型選抜等の合格者を対象に、教育推進センターが主体となって体系的な「入学前教育」を実施している。

具体的には、国語、数学、英語等の基礎科目に関する課題に加え、将来の展望に関するレポート等を課し、丁寧な添削指導を行っている。この取り組みは、単なる知識の詰め込みではなく、大学での学びに対する目的意識の明確化と学習習慣の維持を目的としている。以上のように入学後の初年次教育（リメディアル教育、スタートアップセミナー）とシームレスに接続されており、学生が躓くことなく大学での学修をスタートできるよう設計されている。ICT教材（e-learning）等を用いて、入学前教育の動機付けと実効性を高める取り組みも進めている。

以上の通り、早期合格者等に対し、基礎学力の定着と意識付け、モチベーション維持を目的とした入学前教育を組織的に実施し、円滑な高大接続を実質化している。したがって、本項目は満たされていると判断する。

### 【基準Bの自己評価】

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・COC事業後の「おおいた地域連携プラットフォーム」への参画による、高大接続・地域連携の継続と強化（B-1-①）。

- ・併設校との「7年一貫教育」を見据えた密接な連携体制の構築（B-1-①）。
- ・大学の専門性と施設を活用した、高校の「探究学習」への伴走型支援の展開と、高校生の主体性育成への貢献（B-1-②）。
- ・教育推進センターによる入学前教育と初年次教育の有機的な連携による、スムーズな移行支援（B-1-③）。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・高大連携活動（探究支援や出張講義）が、実際の入学者の質や学習意欲、入学後の成長にどの程度寄与しているかの効果検証（B-1-①, B-1-②）。
- ・特定の教員への負担集中を避け、全学的・組織的に高大連携活動を持続させる体制の強化（B-1-②）。
- ・普通科高校など、多様な高校生のニーズに対応した新たな連携プログラム（文理融合型、STEAM教育等）の開発（B-1-②）。
- ・入学前教育の受講率向上と、課題未提出者や学習意欲低下者へのフォローアップ体制の充実（B-1-③）。

#### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・教学 IR データを活用し、高大連携プログラム参加者の入学後の GPA や退学率等を分析し、連携活動の有効性を検証・改善する（B-1-①）。
- ・高大連携センター（仮称）のような統括機能の強化を検討し、教員の負担平準化とノウハウの共有を図る（B-1-②）。
- ・「知の総和」答申が求める STEAM 人材育成の観点から、文系・理系の枠を超えた探究学習プログラムを開発・提供する（B-1-②）。
- ・ICT 教材（e-learning）の活用や SNS 等を用いた双方向コミュニケーションを強化し、入学前教育の動機付けと実効性を高める（B-1-③）。

## 基準 C. ウェルビーイングを支える人間力教育

### C-1. 「人間力」の育成と評価

#### ①「人間力」教育プログラムの体系的な実施と進化

#### ②正課外活動を通じた主体性の発揮と実践知の獲得

#### ③学修成果の可視化と自律的学修者への成長支援

##### (1) C-1 の自己判定

「基準項目 C-1 を満たしている。」

##### (2) C-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### C-1-① 「人間力」教育プログラムの体系的な実施と進化

◆建学の精神に基づき、現代社会で求められる「人間力」を育成する教育プログラムを体系的に実施しているか。

◆「知の総和」の向上に資する、多様な他者と協働する力や課題解決力を育成しているか。

本学は、「産学一致」の建学の精神のもと、「人間力の育成」を教育の根幹に据えている。

「人間力」を、予測困難な社会を生き抜くための「こころの力」「社会人基礎力」「職業能力」「専門能力」の総合力と定義し、これを育成するための全学共通プログラムを展開している。

特に、1年次から段階的に配置された「社会参画」科目群（入門、実習、応用）は、人間力教育の中核を成す。これらの科目では、座学での概念理解に留まらず、グループワークや地域フィールドワークを通じて、自己肯定感、他者への共感、協働する力などを実践的に養っている。具体的なエビデンスとして、文部科学省 COC 事業に採択された実績があり、地域課題解決型学習（PBL）を全学的に展開し、学生のジェネリックスキル（汎用的技能）向上に寄与してきたことが挙げられる。

また、文部科学省の「知の総和」答申が強調する「一人一人のウェルビーイング」や「主体性」の重要性を踏まえ、カリキュラムの継続的な見直しを行っている。正解のない課題に対して、多様な背景を持つ他者と対話し、納得解を導き出すプロセスを重視した授業設計を推進し、学生が自らの人生と社会を切り拓く力を育んでいる。

「人間力育成センター」がこれらのプログラムを統括し質の高い人間力教育を組織的に提供している。

以上の通り、建学の精神に基づく人間力教育が体系的に実施され、現代社会や国の答申が求める資質・能力の育成に対応して進化している。したがって、本項目は満たされていると判断する。

#### C-1-② 正課外活動を通じた主体性の発揮と実践知の獲得

◆正課授業で得た知識・技能を、正課外活動で実践し、統合する機会を提供しているか。

◆学生の自発的なチャレンジを支援し、失敗から学ぶ経験を尊重しているか。

本学では、教室での学び（形式知）を、実社会での体験（実践知）へと昇華させる場として、正課外活動を極めて重視している。「人間力育成センター」の支援のもと、学生が主体的に企画・運営する「NBU チャレンジプログラム」やボランティア活動が活発に行われている。

これらの活動では、学生が自ら課題を発見し、チームを組成して解決策を実行する。予算管理、広報、対外交渉などの実務経験を通じて、責任感やリーダーシップ、レジリエンス（困難を乗り越える力）が養われる。大学は、資金援助や活動場所の提供、教職員によるメンタリングを行う一方で、学生の自主性を尊重し、失敗を含めた試行錯誤のプロセス自体を教育機会として捉えている。

また、クラブ・サークル活動や学友会活動においても、リーダー研修会や地域貢献活動を通じて、組織運営や社会性を学ぶ機会を提供している。これら正課外での経験は、正課授業での学びの動機付けとなり、教育効果の相乗的な向上（学びの往還）をもたらしている。

以上の通り、正課外においても多様な実践の場と支援体制が整っており、学生が主体性を発揮し、実践知を獲得する機会が確保されている。したがって、本項目は満たされていると判断する。

### C-1-③ 学修成果の可視化と自律的学修者への成長支援

◆育成した「人間力」を多面的に評価・可視化し、学生の振り返りを促しているか。

◆データに基づく指導により、学生が自律的に学び続ける姿勢（Life Long Learning）を育んでいるか。

目に見えにくい「人間力」の成長を客観的に把握し、学生自身のメタ認知を促すため、多面的な評価と可視化に取り組んでいる。

ジェネリックスキルを測定する「PROGテスト」を入学時から卒業まで毎年実施し、リテラシー（知力）とコンピテンシー（行動特性）の伸長度を定量的に測定している。具体的なエビデンスとして、本学学生のPROGテストスコアにおいて、全国平均を上回る結果が確認されており、本学の教育成果が一定の水準にあることが示されている。この結果は学生にフィードバックされ、自己分析や目標設定に活用される。

また、授業やプロジェクト活動においては「ルーブリック評価」を導入し、具体的な行動基準に基づいて能力を評価している。教員からの評価だけでなく、自己評価やピア・アセスメント（相互評価）を取り入れることで、多角的な視点から自身の強み・弱みを認識させている。

さらに、これらの評価結果や活動記録を一元的に管理・参照するための新たな「学修ポートフォリオシステム」を導入する。現時点では、紙媒体等による記録や部分的・個別的な管理に留まっており、全学的なシステム化は完了していないが、来年度からの本格導入に向けた準備を着実に進めている。導入後は、学生が自身の成長の軌跡（ラーニング・ジャーニー）をデジタル上で俯瞰し、教員との面談を通じて次の学びを設計するサイクルを確立し、卒業後も学び続ける「自律的学修者」としての素地形成を強力に支援する予定である。

以上の通り、PROGテストやルーブリック評価による可視化は実施されており、学修ポートフォリオシステムについても来年度からの導入に向けた具体的な準備が進んでいることから、本項目は満たされていると判断する。

### **【基準Cの自己評価】**

#### **(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み**

- ・「人間力育成センター」を中核とした、全学共通かつ体系的な人間力教育カリキュラム（社会参画科目等）の確立と実施（C-1-①）。
- ・正課授業と正課外活動（NBUプロジェクト等）の往還による、知識と実践を統合した深い学びの実現（C-1-②）。
- ・PROGテストやルーブリックを活用した「人間力」の多面的な可視化と、全国平均を上回るPROGテストスコア等の教育成果（C-1-③）。
- ・学生主体の活動が地域社会で評価され、自己効力感やウェルビーイングの向上に繋がっていること（C-1-②）。

#### **(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など**

- ・「人間力」という抽象的な概念に対する学生の理解度の個人差と、さらなる浸透の必要性（C-1-①）。
- ・正課外活動に参加する学生層の固定化と、消極的な学生への動機付け・参加機会の拡大（C-1-②）。
- ・ルーブリック評価の運用における教員間の目線合わせ（評価基準の標準化）と、評価の質的向上（C-1-③）。
- ・学修ポートフォリオシステムの未導入による、学修成果の一元管理と学生による自律的な振り返りの不足（C-1-③）。

#### **(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定**

- ・初年次教育において、ロールモデルとなる先輩学生（SA等）との対話を増やし、人間力の意義を実感させる機会を拡充する（C-1-①）。
- ・マイクロレデンシャル等の仕組みも参考に、多様な活動成果を正当に評価・認定する制度を検討し、活動参加のハードルを下げる（C-1-②）。
- ・FD研修等を通じてルーブリック評価の活用事例を共有し、評価の信頼性とフィードバックの質を高める（C-1-③）。
- ・学修ポートフォリオシステムを導入し、学生が自身の成長記録を一元的に管理・活用できる環境を整備する（C-1-③）。

V. 特記事項

○「ボリュームゾーン人材を本気で育成するパートナーシップ」の構築—複数大学連携による教育改革と経営基盤の強化—

本学は、令和6年度文部科学省「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援事業」に選定された、桐蔭横浜大学、東京家政学院大学、京都文教大学との4大学連携による「ボリュームゾーン人材育成パートナーシップ」を構築している。偏差値40~50台の学生に対し、社会で活躍できる実践的能力（キーコンピテンシー）を確実に育成する教育モデルの構築と、連携による経営効率化を目指している。

○キーコンピテンシーの特定と教育・学修支援の共有化

各大学共通の育成能力を「キーコンピテンシー」として再定義し、育成手法を共有・高度化している。本学の「人間力教育」や初年次教育、学生支援システムの実績を提供し、ルーブリック評価の共通化や成長可視化指標の策定に貢献している。入学時の学力に関わらず、卒業時に社会で求められる能力を確実に修得させる質保証を実現している。

○越境学習 PBL と施設相互利用による教育の高度化

大学の垣根を越えた「越境学習 PBL」を展開し、多様な価値観との接触機会を提供している。遠隔連携に加え、本学の湯布院研修所を「日本版ミネルヴァ」拠点として開放し、合宿形式での集中 PBL や地域課題解決を実施している。異なる背景を持つ学生間の切磋琢磨を通じ、実践的な能力育成と地域連携を深める教育プログラムへ昇華させている。

○連携による経営効率化と教育研究資源の最適化

教育連携に加え、事務組織や施設・設備の相互利用による経営効率化も推進している。IR データ分析手法や教学マネジメントのノウハウ共有で業務を標準化・効率化し、各大学の強み（本学の航空宇宙分野や地域連携実績等）を活かして資源を相互提供している。単独では困難な教育環境充実と、持続可能な強固な経営基盤確立を目指している。

ボリュームゾーン人材を本気で育成するパートナーシップ体制イメージ図

